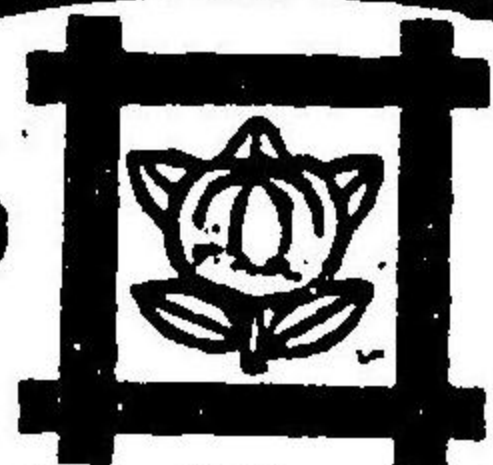


(版三補増)

元寇紀



日蓮銅像誌全

大阪立正社發行

小野學篤道人編述

225

885

◎本編より、除幕式及國禱會の光景を附録す

小松宮彰仁親王殿下題字

伏敵編著者山田安榮君序文

前大學教授內藤恥叟君題咏

日本柱主筆小野學篤師編著

# 元寇紀念日蓮銅像誌

明治

37 12 14

内交

浪華

立正社發行

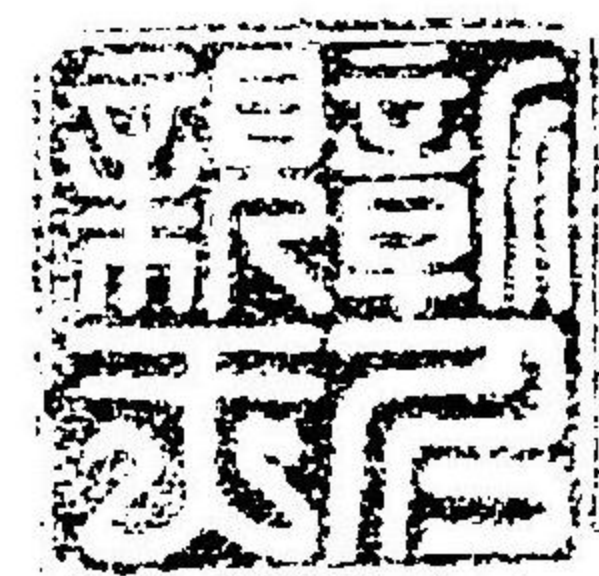
立



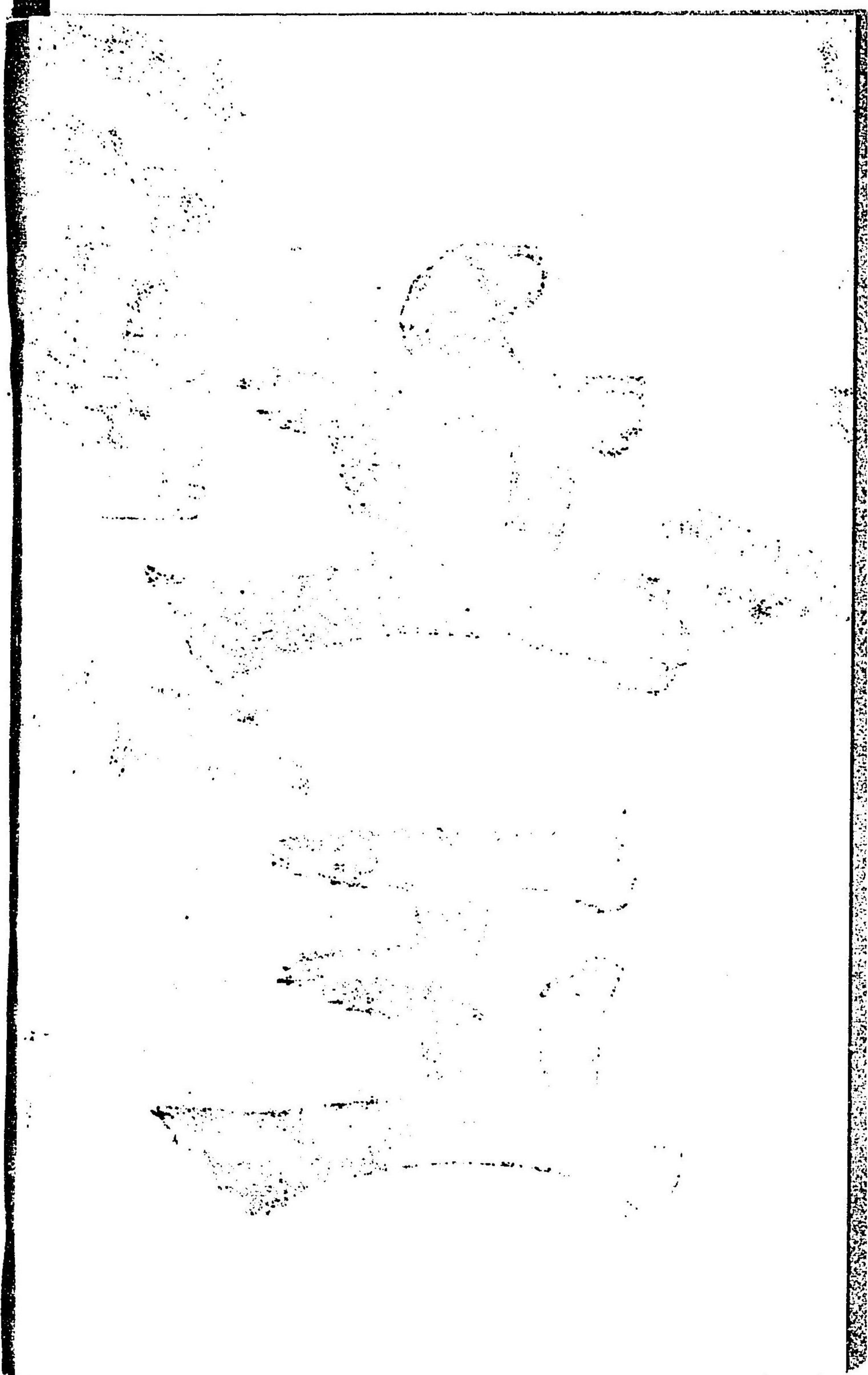
立

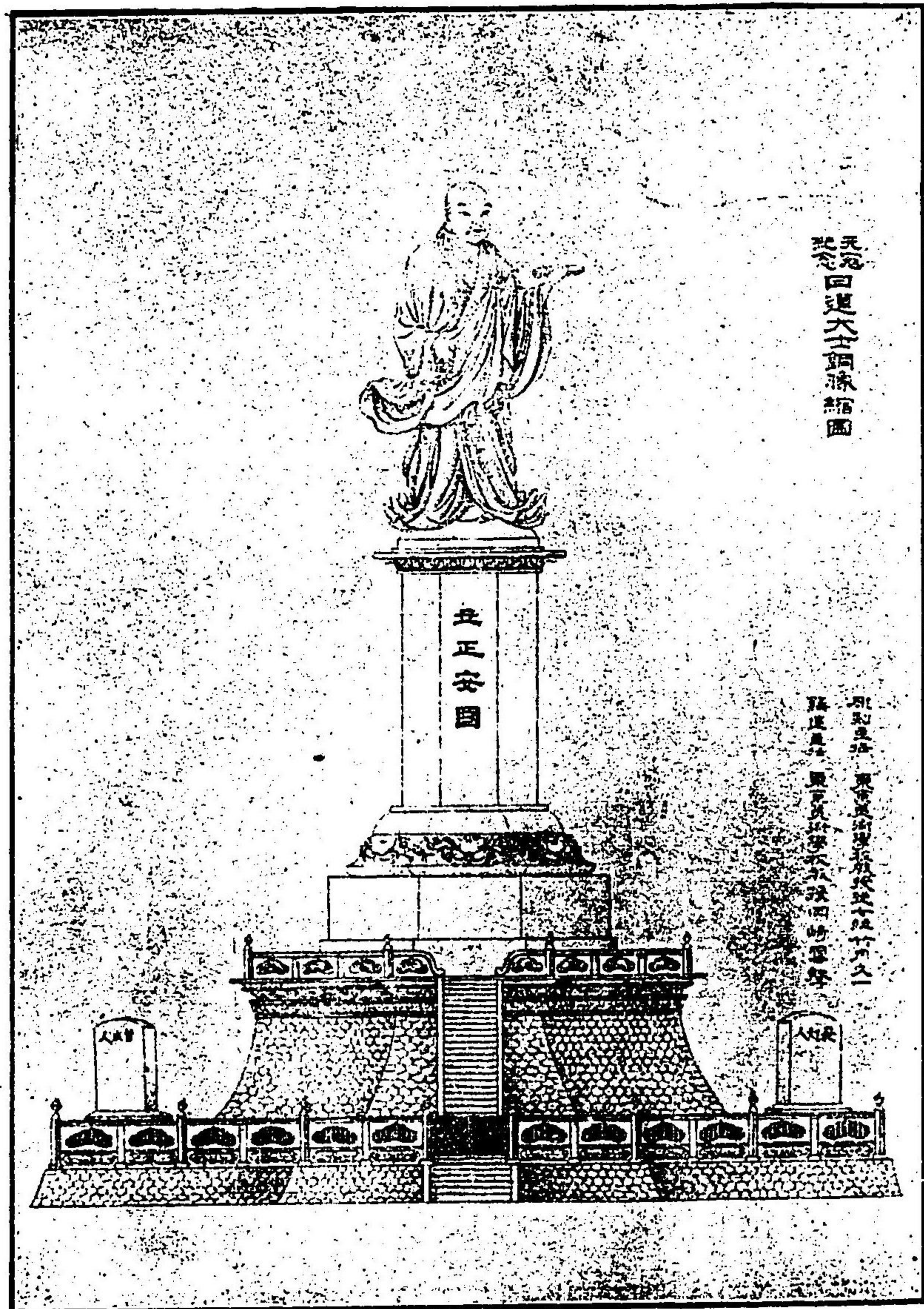


英



國



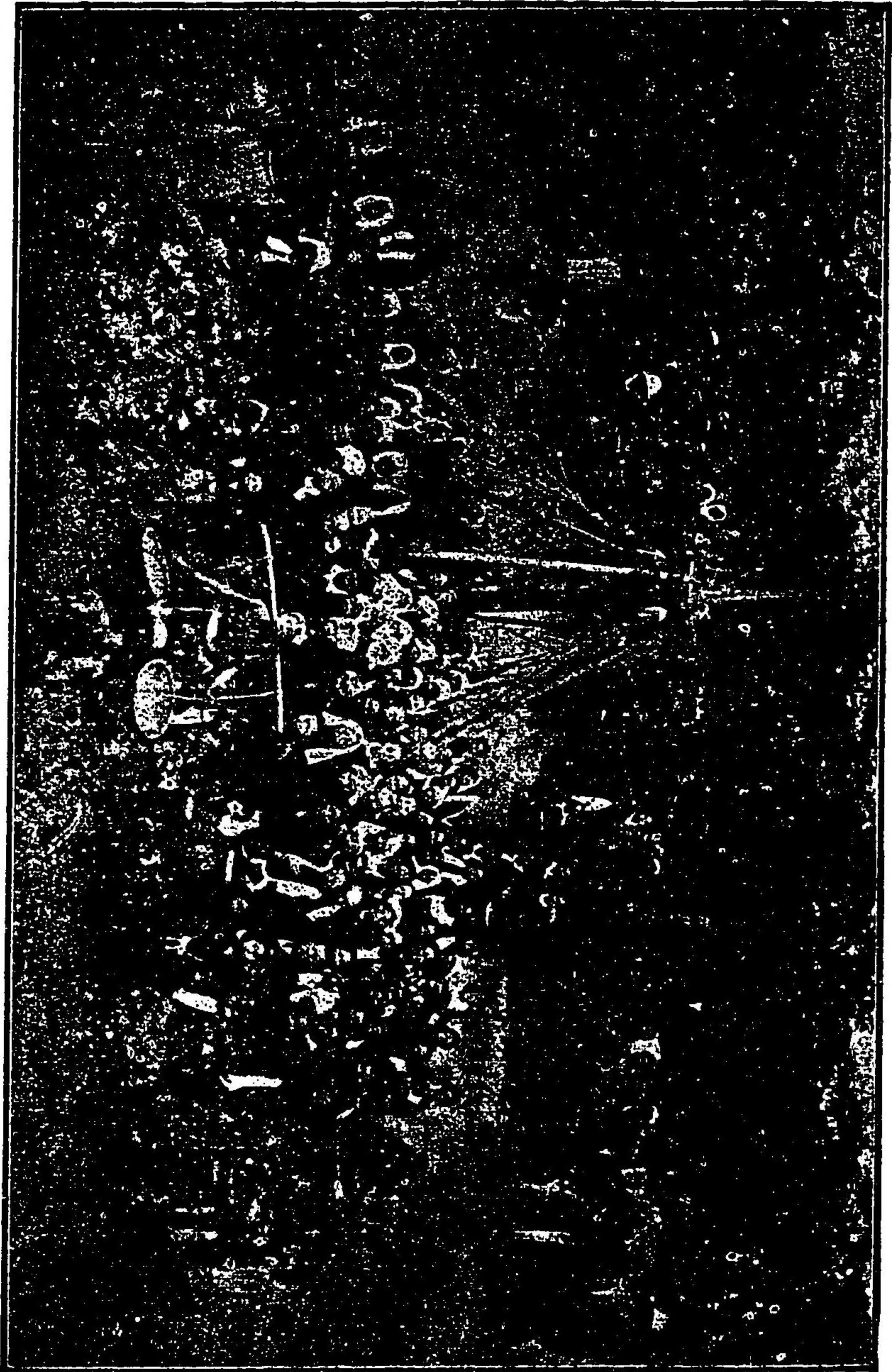


中正堂

中正堂 總高一百尺

總高一百尺





廣サ八間四面深サ五十尺

制多沙公國那羅丁毒之圖



部屋中一女子安眠の模様

[Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page]





浪濤胡元十萬兵 風靡

八道朝辭草 於今水國

有精神 立心千秋去莫老

內藤恥叟題



图 4-1-1 地质学之图

發起者佐野前勵師肖像



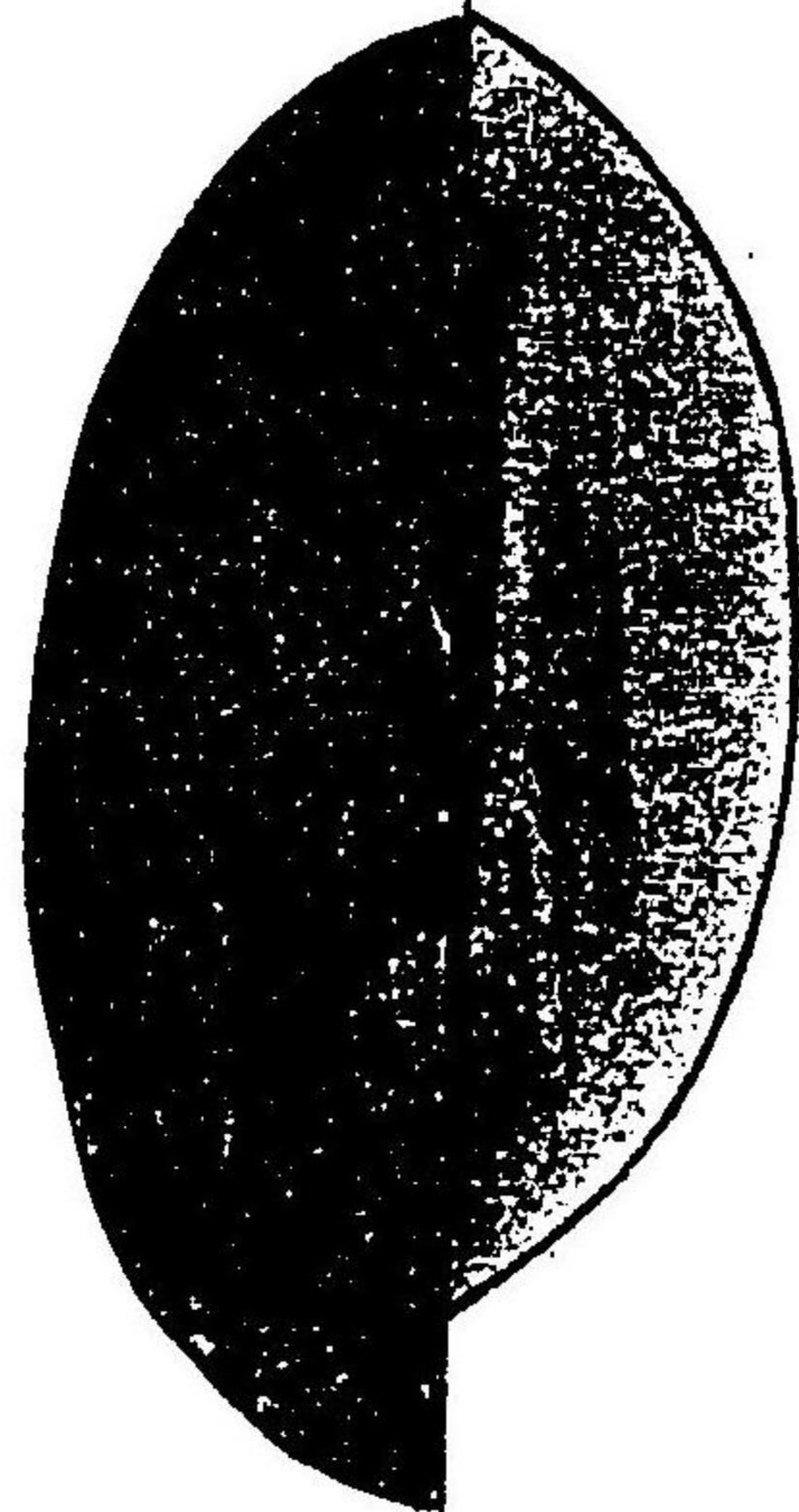
師寬是筒井



師將貫



師昌隆崎大



師兼

布 教 員 諸 氏 肖 像

師 寬 是 筒 井



師 將 日 化 本



師 誠 觀 村 西



師 宣 風 林



師 德 圓 名 貫



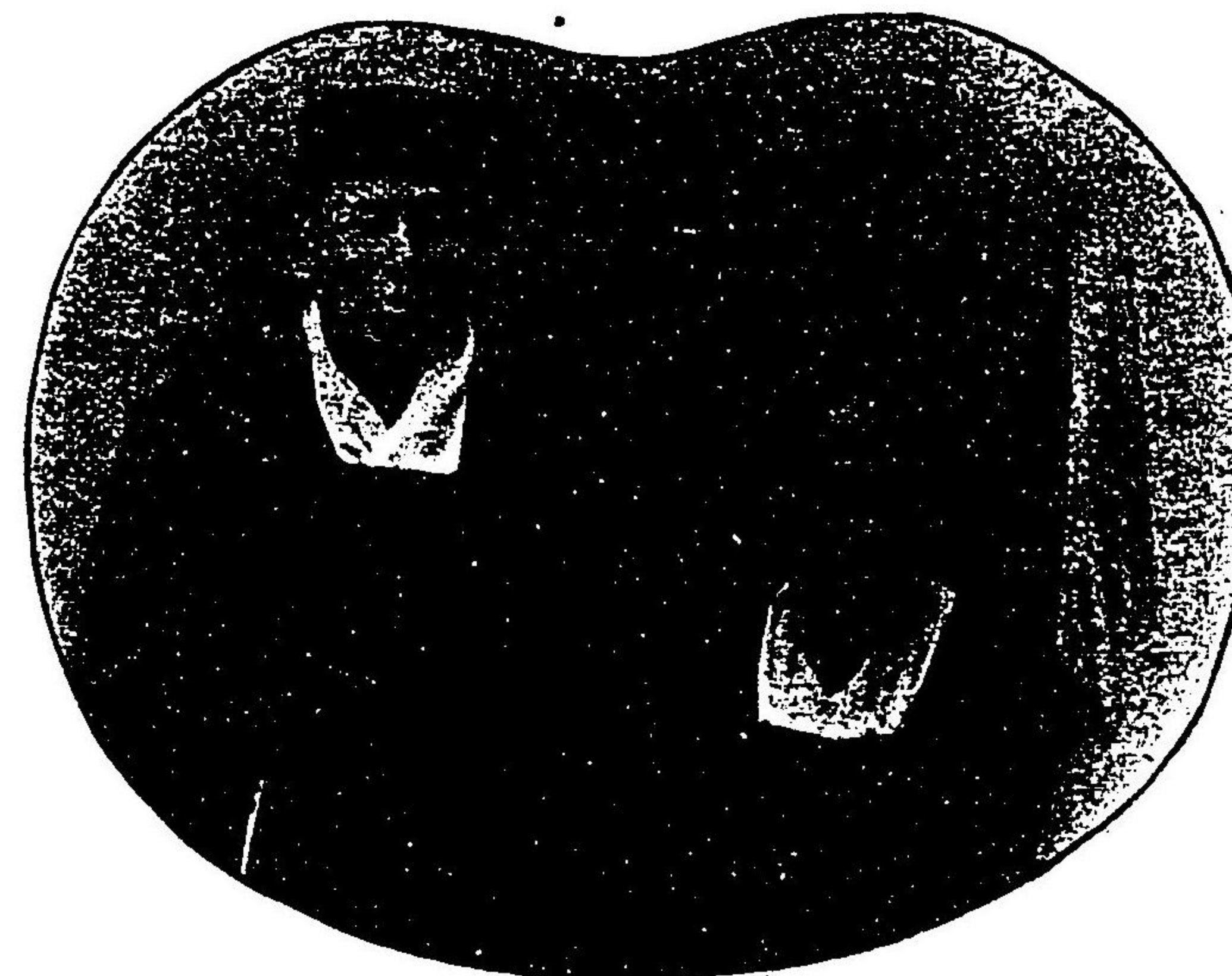
師 昌 隆 崎 大



師 兼 日 井 櫻



師 孝 靈 原 田 志



師 觀 龍 岳 珉

師 勇 英 名 貫

元寇  
紀念  
日蓮銅像誌小序

上人ハ一浮屠ノミ。豐祿アルニ非ズ。榮光アルニ非ズ。而テ  
挺身稜々教綱墮圯ノ時ニ卓立シテ。經王ノ正軌ヲ闡宣シ  
三寶ノ威靈ニ頼リ。人心ヲ矯メ。世道ヲ興シ。國家ノ治隆ヲ  
致スヲ以テ己カ任ト爲シ。雄往宏辯以テ法門ノ權實ヲ明  
ニシ。焦心苦行以テ經世ノ福業ヲ啓ク。其言ニ曰ク。吾爲日  
本柱。吾爲救世船。其言行終始學フ所ニ負カズ。固ヨリ詭辯  
誇張世ヲ駭カスニアラズ。嗚呼上人ノ德業ハ。浮屠氏ノ教  
ヲ奉ゼザルモノト雖モ。豈ニ崇勸矜式セズシテ可ナラン

ヤ。安榮嘗テ伏敵編ヲ著ハシ。上人ノ遺書行實ノ元寇靖平ニ關セルモノヲ採録シ。其忠君愛國ノ至誠ヲ致ス所以固ヨリ他門群細ノ寵祿榮位アリテ而テ怙然國家ノ安危ヲ度外視スルモノト其選ヲ異ニシ。奉旗斬將ノ軍功ト復々軒輕ヲ其間ニ置クベカラザルヲ識ル。上人ノ功業赫然宣著。千萬年ニ亘ルト雖モ隱晦シテ識ルベカラザルノ跡アルトナシ。是ヲ以テ法門熾隆。教光海ノ内外ニ宏宣シ。皆歸妙法ノ實相ヲ呈ス。上人ノ言抑諷ヒザルナリ。今ヤ鑄像畧功ヲ竣リ。將ニ鎮西箱崎ニ巍立セントス。安榮亦鑄造委員ノ任アリ。明治二十五年創始ヨリ聊カ經營ノ事ニ關セル

ヲ以テ此ノ大業成就ノ期ニ臨ミ。忻躍措クテ能ハザルモ  
フアリ。蓋シ鑄像ノ舉タル。上人ヲ銜嚮スルニアラズ。宗門  
ヲ粉飾スルニアラズ。方今外交日ニ開ケ。折衝禦侮ノ道亦  
之ヲ治平ノ日ニ講ゼザルベカラズ。博多ハ鎮西海門ノ要  
衝ニシテ。又元寇殲滅ノ古蹟ナリ。上人ノ靈像ヲ是地ニ設  
ケ。元寇紀念碑ト共ニ徵古鑑今ノ資ニ供シ。後人ヲシテ觀  
感興起セシムル。猶ホ今ノ古ヲ觀ルガユトクナラシムル  
ハ。乃チ上人ノ福業ニ報効スル所以ナリ。然ハ則チ巨像霄  
漢ヲ摩シ。基址坤軸ヲ貫キ。日東帝國ノ鎮護タルヲ中外  
ニ標宣スルハ。上人ノ遺意ヲ師奉スルノ務ニ外ナラザル

ナリ。小野師銅像誌ヲ作り。序ヲ安榮ニ徵ス。即チ喜ヲ識シ  
並ニ附スルニ銘ヲ以テス。

經王偕東房。靈像起筑陽。  
偉勳長煥發。崔嵬鎮扶桑。

明治己亥春月

東京學人 山田安榮



凡例

一凡そ物の起る起るの日に起るにあらす必ずや遠く之が原  
因なくんばあらず。今日蓮銅像の起るも過去六百年の以前  
に於て今日に起るべき素地あればあり。故に今銅像史を編  
纂するに當り先づ溯て過去の素因を説き然後現今の事歴  
に及ぶ。蓋し讀者をして其根本を知悉せしめんが爲なり。故  
に編中又自ら重複の嫌なきにし。もあらず。請ふ恕せよ。  
一銅像事歴を叙すると共に上人の人物如何をも世に紹介せ  
んと欲するが故に其第一編に於て略傳を明して爲人を知  
らしめ。主義を明して宗意を知らしめ。抱負を明して氣象を  
知らしむ。三者先づ了得せば上人と元寇の關係に於て文字  
の及ばざる所自ら意解し得ん乎。



一編者は素より口宗に籍を置くものなれども本編を輯録するに當ては可成議論の公平を保たんが爲め暫らく局外に意を置いて編述せり、故に一部の信徒より之を見れば或は言辭の不敬々間敷ものなさを保せず、是れ前述の意に他ならざれば請ふ諒せよ

一銅像事業や未だ全く竣工せりと云ふにあらず、然ども工事は大半落成して來春東京に於て木型假組立を爲し鑄造の一部をも併せて拜觀せしめんとす、此時に當り目に銅像の美を睹るも意に其理由を解せずば双輪猶一を欠くの憾みあるべし、是れ今にして本編の出る所以銅像全然落成の上は隨て追加完成を期せんと欲す

維時明治戊戌の冬臘月

編者 識

元寇  
紀念  
日蓮銅像誌目次

首編

緒論

第一編

日蓮上人の性行

- 第一 其の略傳……………五
- 第二 其の主義……………一〇
- 第三 其の抱負……………一九

第二編

日蓮上人と元寇

- 第一 其の以前（元寇始末）……………二六

第三編

銅像建設の経歴

第一 其の發端……………五八

第二 其の設計……………六二

第三 其の手續……………六四

第四 其の運動……………七四

第五 其の實踐……………八五

外編

附録

第一 諸大家の論評……………九九

第二 佐野師の略歴……………一一八

持18  
106

元寇 日蓮銅像誌

小野學 篤 編述

首編

緒論

日蓮上人は是れ梁門の身弘安元寇の變役に關し何の効蹟あつて乎銅像を建設するや只夫れ國難掃蕩の祈念に與りたりとならば道玄忍性亦皆起つべし何ぞ獨り上人に限らん須らく他に特殊の原因なくばあらざ元寇豫言の事是なり

上人は實に元寇の豫言者なり安國論は實に元寇の豫言書なり上人夙に時勢の非なるを憂ひ退ひて駿州岩本實相寺の經藏に隠れ潛心專攻して終に四經の明文に考へ遠く此の大難の來るを豫知したり然も之を言へば天下の人驚動して日蓮を責めん言はずば國家の大事不忠の人となるを奈何不如身命を期して言上せんにはと茲に立正安國論の

一卷を選りて時の執權北條時頼に建言す、實に文應元年七月十六日なり、爾來九ヶ年を経て其萌芽を發し廿二年の後正しく事實と爲て顯はれたり、然らば則ち日蓮上人は廿二年の以前に於て疾く既に元寇の變來を豫知したり、豫知したるが故に之を鎌倉政府に向て豫言し、吠々譯々身命を賭して大に争ひたるも終に用ひられざるを奈何政府之を用ひざる而已ならず、僧門の身として政道を是非するの不適なるを責め却て上人を伊豆に流したり、上人素より期する所なれば敢て之が爲に屈する者ならず、到る處増々硬激の辨を揮ふて以て開化示導し其立言を貫徹せしめんと計りたり、故に災難は常に一身の上に饑集し來て殆ど身命を危うする事其幾回なるを知らずと雖も、又克く不思議の運命を保ちて天壽を全ふするに至る、然れども其國家を憂る事は終始一日の如く、一生の間天下を諒むると三次僧門の身として未だ曾て見ざる所實に上人の如き國家の忠勤者と云ふも敢て過言にあらざるを信す

宜なる哉、本宗の人口を開けば國家的を云ふ、元祖既に如是愛國慷慨の士、其宗を開くに於ても國家を根本として宗粹を立て、此土を離れて別に淨土なく、凡身を措て他に佛身なきの理を示す、故に本宗の人にして知見一たび開けば可厭娑婆は變じて可樂淨土となり、可卑凡身は轉じて可貴佛身となるものにて、依正色心の二法共に清淨なる上は永く此土に安住せんことを惡ひ、其國家的觀念の確立すると共に國家を利益せんとするの念慮は又一日も止む能はざるべし、吁誰か本宗を呼んで世主義なりと云ふ耶、上人の流義又大に他に異なるもの有て存するなり、詳しくは本編に入て説かん

如是上人は夫れ國家的の宗教家なり、忠勤者なり、豫言者なり、縦し事は用ひられずと雖も、其之を愛ふるの慷慨心は一日も止む時なく、機に觸れ時に應じて冥々の間國家に施したるの効益は永く溼滅すべからざるものあり、故に今回元寇紀念碑建設の擧あるに際し、此の功蹟ある上

人の銅像をも併せ建んとす蓋し宗徒に限らず一般國民たる者の將に務むべき事なりとす  
 然り而して紀念てふ言に對し非難する人ありと雖も是れ宗旨的局部より推すの偏見にして其信徒たるの地位より之を見れば或は不敬に陷る耶の嫌ひなき能はず雖然今回建設する所の日蓮上人は素より日蓮宗の日蓮上人にあらず日本國の日蓮上人所謂日本の柱たる日蓮上人なれば何の疚き所乎あらん哉建設者の意思ふに國家の忠勤者として元寇の豫言者として今日に其功蹟を表彰し以て高恩の幾分に關あると共に千歳の下此偉聖を紹介して内は以て増々國民の國家的精神を養成せしめ外は以て衆く外寇祈禱の本尊たらしめんとす蓋し又遠大なる哉

今是が事歴を編纂するに當り先づ上人の性行を知らしめ次に元寇との關係を叙し以て今日の經過に及ばんとす讀者請ふ察せよ

### 第一編 日蓮上人の性行

#### 第一章 其の略傳

日蓮上人幼名は善日磨姓は藤原氏大繼冠鎌足公の裔なり曾祖政直遠州貫名の邑を食む因て氏とす父重忠嘗て事あり房州に謫せらる清原氏を娶る夫人性溫柔婦徳あり齋戒して常に朝暾を拜す一夕夢らく日光赫奕として蓮華に乗じ飛で懷に入ると覺て娠じとあり貞應元年二月十六日長狹郡小湊に誕る容貌凡ならず孩提にして岐嶽たり年十二四條天皇の天福元年五月郡の清澄寺に登り法印道善房を師として眞言密乘を學ぶ聰明絶倫耳目觸るゝ所長く記して忘れず名を藥王磨と更む文曆二年十月八日剃度受戒し是生坊蓮長と名く時に年十六是より天下に周遊し遍く英哲に接して道を求むるに諸祖の宗義に就て疑ひなき能はず窮に謂らく諸宗の祖小に執し實を廢す徒弟相踵ぎ迷て返らず四衆を陷溺す唯天台傳教あり吾れ固然なり雖然亦是れ迹化迹

善日磨は藤原氏の裔なり

純應は延應元年十月八日得度すと云ふ

門以て像法の機縁に投するもの、其末法弘濁の若きは世尊別に本化に命するあり、其法乃ち是れ法華本門事觀當に機縁を致揚して實本を播種すべきもの乎、吾無似と雖も應に往て一化を開き以て本化の利縁を驗すべしと、建長五年春郷に歸り師親を省親して更に一室を寺傍に構へ、四月廿二日三昧に入り、廿八日早く三昧より起て趨り山嶺に登り、赫々たる旭日を仰て高く經王の首題を唱ふると、蓋し十遍許日蓮法華宗の興る實に此に始る上人時に年三十二なり、此日大に緇素を會し、現座に墜て塵尾を揮ひ諸宗を品藻して四個の格言を建つ、視聽の徒且つ駭き且つ怒り、幸邑東條景信之を斬らんと欲す、法印泣て之を遏む、終に上人を逐ふ、五月將に鎌倉に遁んどして舊様を過ぎ本門の妙戒を双親に授けて父を妙日と云ひ母を妙蓮と改む、上人亦日蓮と改名して鎌倉に往き、居を名越松葉ヶ谷に卜し、益進んで別頭の教を恢張す、時に天變地天顛に臻り人民殆ど飢餓に迫る、上人觀て以て惡政邪法の兆となし、之

法華宗の事  
建長五年  
春郷に歸り  
師親を省親  
して更に一室  
を寺傍に構へ

安國論の事  
建長五年  
七月十六日  
を救はんと欲して

八月廿七日  
夜、開提の徒數百  
急に鼓噪して

建長元年  
二月廿二日  
救に遇ひ、十月  
桑梓に歸る

首隆は全國  
天竺の城主  
たり、上人を  
放はんと欲す

を救はんと欲して正元々々年駿州岩本に至り、入藏閱覽して廣く經文に鑑へ、是歲守護國家論を著し、文應元年立正安國論を選して七月十六日之を前執權北條時頼に呈す、是れ天下を疎むるの第一、次なり、時頼聽かす、八月廿七日夜、開提の徒數百急に鼓噪して松葉ヶ谷の草庵を圍み、火を放つ、上人豫め之を知り、山窟に匿るもの數日、後下總に遁く、富木常忍草堂を造て敬待す、爲に說法すると、一日復た鎌倉に還る、弘長元年五月十二日執權長時上人を豆州伊東に竄す、三年春二月廿二日救に遇ひ、十月桑梓に歸る、遇々母の死に値ふ、上人悲哀に堪へず、誦經祈誓して蘇生延壽すること、更に四年十一月十一日歸途天津の城主工藤左近の請に依り往かんと欲して、小松原を過ぐ、東條景信宿怨解す、黨一百余人を率ひて之を要し、頭を傷く、弟子鏡忍及び工藤吉隆之に死す、文永五年正月元使來る、上人書十一通を裁し、各處に寄せて、安國論勸文の虛しからざるを示し、一層内憂外患の原因を説て、時宗の反省を促す、謗者増々

嗣く終に報なり。八年九月復更に服を具して極諫す。以上第二疎なり。官議して曰く日蓮事を佛法に托し國家を惑亂す事大辟に當ると即日平の頼綱をして上人を松葉ヶ谷に捕へ馬上に拘りて四衛に徇ふ既に龍口に到り刑場に上る時宗故あり遂に之を赦す。十三日平日命じて依智に護送一本間重連の家に監す。明日十良某來つて曰く一昨夜平氏の第奇怪あり之を筮に曰く此聖者を害する故に國將に亂れんとす。の兆なり宜しく救ふべしと茲に因て改めて佐渡に流す。十月十日依智を發して配所に赴く。在島三年開目抄本尊鈔等を著はし十界の大聖茶羅を圖して別頭の教觀を表彰す。宗旨の骨髓大に此間に顯はる。十一月二月八日時宗反省する所あり遂に上人を赦す。三月廿六日鎌倉に歸り四月八日執權の第に赴く。家幹頼綱に謁し復も前疎を痛論す。是を三疎とす。頼綱勞慰して曰く自後四個格言を停め天下泰平を祈らば城西に愛染堂を建て寺領一千町を寄せて以て衣鉢の資に供せんと上人

大聖釋尊入滅山  
 龍河の邊方純  
 五龍山に入り  
 亦身延より  
 長の邊方多摩  
 の邊方仲五  
 家に入り滅し其  
 一前に入るも聖  
 子に於て其五

對へて曰く官若し國家福田を祈らんと欲せば宜しく日蓮が言を用ひ勝法を禁すべし吾豈に爵祿を以て佛勅を博せんやと衣を振て去る。自ら關らく三疎して聽れずんば則ち逃る臣の禮なりと遂に甲斐に逃れ身延山に卜居す。是より復た世に出ず。弘安四年元寇の事あるや。上人身延山に在り書を飛して檀越の輕噪を誡め靜に期する所あり。將軍惟康親王將に出んとして上人に護念を請ふ。上人國恩報謝の時至れり。爲し唱題誦經の後謹で筆を染め日月二旒の旗曼茶羅を圖して與ふ。先鋒宇都宮貞綱之を奉じて未だ戦地に達せざるに颶風忽ち起て戰艦覆没し精兵二十四方生きて還る者僅に三人と云ふ。五年壬午秋偶微疾を感じ門人看護す。上人其起ざるを知り九月之に告て曰く吾所思あり。武州池上に赴き滅を取らんと欲すと。八日象駕を發し十八日宗仲の家に着す。廿五日安國論を講し諸徒を諭して曰く三七日中我當に入滅すべし。若し地大に震ふ是れ其時なりと。遺囑付法の事終り。十月十三日黎明忽

然地震ふ、諸徒咸集り已牌上人澡浴淨衣北首西面して臥す日昭侍座方便品を誦す諸子之に和し四佛知見の句に至り(或は云壽量品と)安詳として寂す年六十一山中に閣維して骨を身延山に收む遺文三百九十餘篇世に刊行す入室の弟子四十餘人日昭日朗日興日向日頂日持を六上足と云ふ滅後七十年後光嚴天皇勅して大菩薩號を賜ふ之を日蓮上人の略傳とす

人若し其詳傳を知らんと欲せば請ふ眞實傳註畫讚元祖化導記御一代記一代國會等の書を見よ猶近刊には福地櫻痴居士の日蓮記大和田建樹君の日蓮傳等あり

### 第二章 其の主義

日蓮上人の爲人は前項略傳を讀んで大略知を得ん次に此偉人が一生の間行動せる主義てふものは果して如何なる者なり耶を探索するに一言以て之を覆へば立正安國の他なからん立正とは正法を建立する

の謂ひ安國とは讀んで文字の通り國家を安穩ならしむと云ふ事なり(悉くは立正安國論の大意を解くの條に述べん)則ち正法を建立して國家を安穩にすると云ふが日蓮上人の執れる一代の主義なりなり而して上人が所謂正法とは何ぞ法華本門壽量の妙法蓮華經是也今先師が著述に就て其一端を紹介せんか

衆生本有の妙理を明せる法門なるを本門と云ひ壽とは功德なり量とは詮量なり此妙理は無量の功德を備へたることを詮量せる經なる故に本門壽量の妙法蓮華經と云ふなり所謂衆生本有の妙理とは佛智所見の實相にして即一切衆生自爾天然の相貌なる者唯一法界虛融無差にして全く十方三世の十界の依正色身を以て一人の身相と亦以て一心の常相と一永く衆生差別の妄見を亡泯せる者なり抑も此妙理は豎に三世横に十方世界に互り上は日月星辰より下は山河大地草木瓦礫等に至り其中間に命ある貴賤貧富正邪智愚老少男女の人類より禽

十方とは東西南北四維上下  
來は過去  
來は現在  
來は地獄  
來は畜生  
來は天  
來は阿修羅  
來は界以上  
來は正報とす  
來は報とす

三千は其大數を擧る而已

法界の大我は一觀同仁、傳愛の極微なり

華嚴三七日の大方廣佛華嚴經と云ふ

阿含十二年、方等八年、般若二十年、各成の經とす

獸蟲魚の末に至るまで、凡そ森羅の万象一も殘さず皆我一身の法界一念の三千なりと通達解了し我が一身と法界の万象と同一不二にして都て物我の間に於て一點の隔異なく、我即物物即我なる是れ之を法界の大我と云ふ之を法華に明して我成佛已來甚大久遠と説けり

夫れ釋尊年三十の時早く既に是大我を覺知し直に衆生に示さんと欲し試に華嚴經を説て其一端を示すと雖も衆生の狹量なる之を体達する能はず止を得ず阿含、方等、般若と四十餘年各修各成差別の方便を説て衆生の機縁を調熟し年七十二にして始めて本懷を暢ることを得て先づ法華開演第一に唯佛與佛乃能究盡諸法實相と説けり、その諸法實相とは十界の諸法眞實の相貌と云ふことにて三界の依正十界の諸法實相とは本有無作の三身如來常住不滅一体不二なる相を云なり衆生は諸法に於て異相を見諸佛は諸法に於て同相を見る、迷悟の見に因て諸法に同異の相を作すと雖も法は固より同不同の異なり而して衆生の

三身とは法身、報身、應身なり

印度出現の釋尊の身長一丈六尺四八三十二の相好と稱へたり

の見處の異相は衆生の妄見にして法の本理に非ず、但だ佛の見處の諸法の同相即是れ法の本理亦是眞實相なることを示して諸法實相と説なり、仍は衆生の了せざるを想て更に此義を釋尊自ら我一身に結攝し示して曰く今此三界皆是我有其中衆生悉是吾子と、夫れ山河大地千草万木皆我一身なるが故に三界は皆是れ我有なりと云ひ、又十界の衆生は皆我影像塵形にして都て我一身の分身散体ならざるなきの理を示して其中の衆生は悉く是れ吾子と説けるなり、如是の妙理は今日始めて覺悟上より見る處なる故に今此三界と云ふ、今の一字は昨迷今悟の分界を示せるなるべし、故に經に如來如實知見三界之相と云へり、如斯知見上より論せば始覺の妙理なれども、その妙理の實体は固より本有常住の本覺三身如來なることを明して成佛已來甚大久遠と云なり

されば丈六四八の釋尊を認めて之を佛陀なりと云は衆生妄見の佛界にして佛の眞實相に非ず、所謂眞實相とは十界三千の依正色身非情草



木盧空塵刹森羅万象みな我一身なり一念の三千なりと通達覺悟せる  
 毘樓遮那(法身)徧一切處の本覺三身如來を佛陀の眞實相と云ふなり釋  
 尊既に是の如し一切衆生も亦復是の如し釋尊より論せば三界の依正  
 みな釋尊の一体なり衆生より論せば衆生所有の三界なり衆生所有の  
 悉是吾子なるべし佛と衆生と一体不二の妙體にして均しく徧一切處  
 の无作三身の覺体ならざるはあり故に經に心佛及衆生是三無差別と  
 説くは全く此妙理を示せるなり

佛大日如來  
 於此經中  
 明衆生與  
 佛無二之  
 理

上來所説の如く衆生即佛身なれば衆生所住の國土も亦即佛所住の  
 實報の妙土なり決して衆生所住の此土を離れて別に極樂淨土なるも  
 のあるにあらず故に經に我常在此娑婆世界と云ひ常在靈鷲山と云ひ  
 今此の三界は皆是我有と云ひ如來如實知見三界之相とも云へり皆是  
 れ娑婆即寂光を明せるなり一の三界娑婆なれども衆生より之を見れば  
 三界無安猶如火宅と見佛より之を見れば寂然閑居安處林野と見る

方廣品曰佛  
 知見使淨  
 故出現於世云々

なり又大火所燒時の衆生の三界なれども佛に於ては我此土安穩天人  
 常充滿と云へりされば均しく三界にして唯佛と衆生と感見を異にする  
 而已所居の三界に於て二あるに非ず譬へば瀟橋風雪の如き詩人に  
 於ては無盡の雅境なれども旅客には多少の艱難なるべし一の風雪に  
 して感見を異にする知見一たび開けば觸處みな妙境ならざるはなり故  
 に釋尊出世の一大事とするは唯衆生をして此佛知見を開示悟入せし  
 むるに在るのみ衆生若し能く知見一たび開けば三界の實相即常住の  
 妙土を見るを得ん故に經に曰く若善男子善女人聞我説壽命長遠深心  
 信解則見佛常在耆闍崛山又見此娑婆世界其地瑠璃坦然平正閻浮檀金  
 以界八道寶樹行列諸臺樓觀皆悉寶成其菩薩衆咸處其中是れ娑婆國  
 土に於て佛土の圓妙莊嚴を感見するを得るを以て法華圓開信解の成  
 續とすされば娑婆妙土の實報を示して衆生成佛の結果を示し安身立  
 命の基を立て一生成佛の本懷を達せしむるを法華の妙宗とす故に曰

く法華本門の大教は國土常住を明して衆生本有の果報を示せる也と之を要するに法華本門の事觀は娑婆即寂光我身是佛と談するものにして我身を措て他に尊崇する所なく此土を離れて別に極樂淨土など覺悟するの外なきものなれば他宗の所談とは大に其趣を異にせり否異にする而已ならず全く正反對に建立せられたり彼は厭離穢土欣求淨土と説て此娑婆を穢惡の土となり他に極樂を求むれども我は此土を即淨土と爲し我身を無始已來の佛身なりと知る者なれば全く正反對に建立せられたり其果して孰が眞なる耶は今更論するの場合にあらずと雖も抑も法華經の眞實教にして釋尊已證の法なる事は經文に徴して明なり其文一二にして足らずと雖も方便品には唯一乘法無二亦無三と述べ或は正直捨方便但説無上道と説き多寶如來は皆是眞實と證明し三説(已今)を通じては第一と歎じ十喻を設けては日月に比す法華經の正法たることや誰か疑はん然に日蓮上人が出世の當時

大集經に五個の五百歳を明し圓靜堅固白法隱沒の時と定む  
法華經に日後五百歲中廣宣流布  
四個格言とは念佛無間、滅天、眞言亡國、律國賊

正法たる法華經は影を隠し四十余年の方便權教のみ世に廣りて末法濁惡の浪荒く我慢偏執の風強し一面政治界を眺れば源氏既に亡びて倍臣たる北條權を專に義時の如き大逆無道天子を配流して憚らざるに至る世道人心共に亂離して殆ど救拯すべからず實にや釋尊が豫識の通り圓靜堅固白法隱沒は此時なり今や末法に入て一百七十一年法華正法流布の期將に迫れり我れ本化にあらざるも豈に默視するに忍びんやと茲に獅子吼して四個の強言を放ち先づ立正安國論を選りて北條時頼に建言し速に法華の正法に歸依して國家の靜謐を祈求すべきことを方今の時に應じ機に適ひ國家を安穩ならしむべきの急要あることを論述し以て法華弘通の確標を定立す  
夫れ國は法に依て昌なり法は人に依て貴し然れば則ち國家の盛衰は教法の正邪に由る乎須らく正法を弘めて國家の清寧を祈求すべきなりとは實に上人が執れる一期の主義なりなり

附論 宗教の國家に必要なる事や論を俟ず而して國一様ならず宗教亦多岐なり宜敷其國體と相應し時勢と相合ふものを採て以て人心を司配する一の國教なるものを定めざるべからず然らずんば常に人心の統一を缺き國家に不測の弊害を起して温き社會を保つ能はざるべし彼れ異教徒の輒もすれば國體を損し不敬の行爲ある所以の理推して知るべき而已

佛教又多派に分れ氷炭全く相容れざるものあり世の識者たる者須らく國體に考へ時勢に照して撻從翻弄し其良を擇ぶの義務あるべし蓋し國本を培養し元氣を涵成するの教法日蓮宗に如くものなからん乎然も世の識者は兎角に佛教を見て單に厭世教と耳思へり是未だ佛教甄別の眼なく皮相の見解たるに過す焉ぞ知らん佛の本意法華に在りて法華の教義我身是佛娑婆即寂光を談するの妙味あるとを日蓮上人是に依て國家的新宗教を起し邪宗の爲に奪はれたる

國家の元氣を回復して本領の安堵を計る國に在ては眞個の忠臣にして佛の爲には無二の孝子なり  
況や時勢既に自由を貴で人權を主張し道理を愛して智識を要求するをや誰やの人乎身を束縛して徒に奴隸となるを好み心を頑愚にして空しく依頼するの卑劣を學ぶ者ぞ彼が所謂厭離穢土の中には日本國もあるべし是の美麗なる我日本帝國を指して截惡の土と爲す是れ自ら國家を辱しむるの道理上人が所謂國賊の稱唯暴言として見るべからざるものあり悲想哀音に人心を枯槁し無常遷滅に元氣を消耗すること洵に幾何ぞ今や敵國環視の中に立ち僅に國體を保存するの場合に於て内如是宗教を以て人心を支配せんとす予豈は恐る國家の衰弱是より來らんことを敢て一言を附し識者の注意を引く所以なり

第三章 其の抱負

選日宗の人口  
を閉れば國家  
的宗教なりと  
非亦故なきに

國の使淨土眞  
家の使經なり

華經の眞經  
なりするに足ら  
ず

國時抄下文龍  
口御難抄等卷

如是日蓮上人は一宗建立するに當て國家を先に一眼中唯國家あるを  
知て個人あるを知らず國家の安寧を圖れば個人の安寧其中にありて  
ふ根本的の革命を試みたり故に一方には四個格言の利劍を揮ふて諸宗  
に當り一面には立正安國の旗幟を明にして天下を諫む微々たる乘門  
の一子壯なる哉舉動自ら奮て虎穴に入る必らずや誠神の不板なる抱  
負の確固たるものなくんばあらず今上人が言動に考へ如何に抱負の  
偉大なりし乎を示さん

開目鈔に曰く善につけ惡につけ法華經と捨るは地獄の業なるべし大  
願を立ん日本國の位を譲らん法華經を捨てて觀經等について後生を  
期せよ父母の頸を刎ん念佛申さずばなんどの種々の大難出來すとも  
智者に我義破られずば用ひじと也其外の大難風の前の塵なるべし我  
日本の柱とならん我日本の眼目とならん我日本の大船とならん等と  
誓一願やぶるべからず 佐渡御書に云く日蓮は此れ關東の御一門の

棟梁なり日月也龜鏡也眼目なり日蓮去る時は七難必ず起るべし如  
説修行鈔に曰く一期を過ること程なり何に強敵重なるとも努々退く  
心なく恐るゝ心なり縦ひ頸をば鋸にて引切り胸をば菱戈を以てつゝ  
き足にはホダシを打て錐を以てモムとも命の通はん際は南無妙法蓮  
華經と唱へて唱へ死に死するならば釋迦多寶十方の諸佛云々 諫院  
八幡抄に曰く涅槃經に云く一切衆生異の苦を受るは悉く是れ如來一  
人の苦云々日蓮云く一切衆生異の苦を受るは悉く是れ日蓮一人が苦  
と可申也(以下省略)

嗚呼日蓮上人は夫れ日本之柱關東の棟梁を以て自ら任じたりされば  
龍口に引れんとして縛に就くに臨み大將頼綱に向て強言して曰くあ  
られもしるや平の左衛門心のいたらざる乎理の通せざる乎天下の奉  
行に在ながら事の邪正も聞譯す狼藉なりて後悔ある日蓮は是れ日  
本國の棟梁なり予を失ふは日本國の柱を倒すなり今に見よく自慰

犯逆難とて此國に同士討の軍起り他國侵通難とて異國より此國を責め此國の人々打殺さるゝのみならず多く生取にせらるべし不便くと其刑場に上るや泣入る人を論し如何に不覺の殿原かな是程の悦をば笑へか何に約束をば違へらるゝぞ日蓮法華經を弘むるからは日來月來思儲けたりつる事是也幸哉法華經の爲に身を捨ん事よ臭き頭を刎られたらば砂に金を替へ石に玉をアキナヘルが如し努め不覺の行爲あるべからず又龍口御難鈔に見に曰く今夜頭を切られにまかなり此數年が間願一事是也此娑婆世界にて雉となり一時は鷹にツカまれ鼠となりし時は猫に敵はれ或は妻子の敵に身を失ひ一事大地微塵よりも多し法華經の御爲には一度も失ふ事なしされば日蓮貧道の身と生れて父母の孝養心よ不足國恩を可報力なし此度頭を法華經に奉りて父母に向せん其餘をば弟子檀那等にハブクベいと申し事是也云々

されば日蓮上人は兼て大難の來ることを豫知し大磔石の如き決心もて之を受止め敢て恐るゝ色なく願ぐ心なく死に就くこと家に着くが如く苦を嘗むること飽を嘗むるが如し愈々難に値へば愈々法華經の行者なることを確め色讀せり如來使なりとして却て之を以て無上の果報とせりされば四菩薩造立鈔に曰く日蓮は世間には日本第一の貧者なれども佛法を以て論すれば一閻浮提第一の富者なり是れ時の去からしむる故也と思へば喜び身に餘り感涙押へ難く教主釋尊の御恩報し奉り難し恐らくは付法藏の人々も日蓮には果報劣らせ給ひたり天台智者大師傳教大師等も及び給ふべからず開目鈔に曰く而に法華經の第五卷勸持品の二十行の偈は日蓮だにも此國に生ぜずば殆ど世尊は大妄語の人八十万億那由他の菩薩は提婆が虛誑罪にも過ぬべし經云有諸無智人惡口罵詈等及加刀杖者等云々今の世を見るに日蓮より外の諸僧誰の人か法華經に付て諸人に惡口罵詈せられ刀杖等

を加へらるゝ者ある、日蓮なくば此一偈の未來記妄語となりぬべし、又云、常在大衆中乃至向國王大臣等今の世の僧等日蓮を譏奏して流罪せずば此經文慮かるべし、又云、數々見撰出等云々、日蓮法華經の故に度々流されずば數々の二字如何がせん、此二字は天台傳教も未だ讀玉はす況や餘人をや、末法の始のシルシ恐怖惡世中の金言の「ア」故に日蓮一人此を讀めり、乃至當世法華經の三類の強敵なくば誰か佛説を信受せん、日蓮なくば誰をか法華經の行者として佛語をタスケン、經文に我身符合せり、御勘氣を發れば彌々悦を増すべし、上野鈔に曰く、不經菩薩は杖木瓦石と見へたれば杖の字に値ぬ、天台妙樂傳教等は刀杖不加と見へたれば是又カケたり、日蓮は刀杖の二字共に「ア」へり、剩へ刀の難は前に申すが加く、東條の松原と龍口と也、一度も値人なき也、日蓮は二度値ぬ、杖には既にセウハウ(願綱)の從士少輔房を指すに頰を打れりかど、も第五の卷を以て打つ、打つ杖も第五卷打たるべしと云ふ、經文も五の

略傳卷

卷不思議なる未來記の經文也、四條金吾書に曰く、末代の法華經の聖人をば何を以てか知べき、經曰、能說此經、能持此經、人則如來使也、八卷一卷一品一偈の人乃至題目を唱ふ人如來の使也、始中終捨てすして大難を通す人如來の使也、日蓮が心は全く如來の使には非ず、凡夫なる故なり、但し三類の大怨敵に嫉まれて二度の流難に値へば如來の御使に似たり、下山殿御消息に云く、似自責任本文申さば余は日本國の人々に、は上自一人下至万民有三故、一者父母也、二者師匠也、三者主君御使也、經曰、則如來使、又云、眼目也、又云、日月也、寂日房書に曰く、日蓮と名乗事自解佛乘とも云つべし、經云、如日月光明能除諸幽冥、斯人行世間能滅衆生、闕此文の心能々案させ給へ、斯人行世間の五字上行菩薩末法の始の五百年に出現して南無妙法蓮華經の五字の光明を指出して無明煩惱の闇を照すべしと云事也、日蓮此上行菩薩の御使として日本國の一切衆生に法華經を受持てと勸しは是也、四條日限女書に云く、明なる事日

月に過んや、淨き事蓮華に勝るべきや、法華經は日月と蓮華となり故に妙法蓮華經と名く、日蓮又日月と蓮華との如く也、信心の水澄ば利生の月必ず哀を垂れ守護し給ふべし云々(以下省略)

上人が日蓮と名乗りし所以も略了知するを得べし、其の自信の厚き抱負の偉大なること、古來稀に見る所、氣宇は以て全土を覆ひ心地は以て衆生を載す、其間權貴なく尊榮なく、無差平等慈光一切に及ぶ、實に日蓮の日蓮たる所以歟、確固たる其精神刀杖も以て催く克はず、黃白も以て奪ふべからず、其類綱に對する答言の如き(略)傳參看千歳の下柔弱腐爛男子をして顔色なからしむ、嗚呼上人亦人傑なる哉

### 第二編 日蓮上人と元寇

#### 第一章 其の以前

日蓮上人の性行如何は前編に於て詳述せり、是より今回銅像建設の主因たる上人が元寇に關せる一部の事歴を抽出し世人に紹介せんとす

元寇之事伏款  
願に詳か也

抑も元寇の事の起りは文永五年正月高麗の臣潘阜を紹介人として隣狀を致せしに始り、全十一年忻都洪茶丘等二万餘の兵を率いて壹岐對馬を侵せしに中し、弘安四年忻都洪茶丘范文虎等十有餘万の大軍を率いて再舉せしに終る、嗚呼元寇は實に我國未曾有の變災あり、なり、彼れ忽必烈の豪壯勇烈なる此時既に金宋國を滅し東方高麗を奴役して其勢ひ殆ど全地球を席卷せんとせり、此勢力を注いで以て我に向ふ、恰も磐石の累卵を打つに異ならず、國体の危き事又之より甚しきはあらず、然り而して足未だ地を蹈むに至らず、天風一掃、又に颯らずして、熾滅し畢る、文永の役亦然り、抑も我國何等の冥助有て然る乎、何等の原因有て然る乎、今日我國民たる者一度は元寇の當時を思ふて心に悚然たる、と共に又此の不思議の運命決して人力の及ぶ所にあらざるを知らば、豈に夫れ伏拜考慮する所なからずやは、  
彼れ稀有の偉聖たる日蓮上人は恰も此の國家未曾有の變災あるの時

に際會して生を元寇と共に一之が終結を俟て死に就くが如き自ら佛  
天の配偶に由る耶の如きものあり上人と元寇何の由來する所ぞ或人  
は日蓮竊に蒙古に通じ以て日本を攻めしめたりと想像を下すに至る  
是れ素より上人を陥奔せんとするの妄言にして敢て採るに足らずと  
雖も假りにも此言を吐かすむるが如き上人と元寇に密接の關係ある  
が如く思はまむるもの大に原因なくんばあらず、詰ふ是より其事歴を  
述べん

上人をして元寇に功ありとするは元寇の起りし當時に非ずして遁の  
以前に於て之を豫知し政府に建言して大に警戒を喚起したるの事之  
なり、凡そ國家に大難の起らんとする必ずや前兆なくんばあらず、聖者  
は早く之を看取して事を未漸に知る、上人深く當時の時勢に鑑み早く  
其機微を察して豫言したる者は是れ之を立正安國論とす、安國論は實に  
元寇の豫言書なり、上人が愛國の涙を瀧ぎ經營の基を立たるもの此一

五大部、開目、  
報恩、時鈔、  
抄、選鈔、  
本意、安國

書に他ならず、觀心本尊鈔は我れ其宗粹たるを知る、立正安國論は是れ  
一宗開關の基礎、陳曉國主の龜鏡、兼知未萌の聖鑑として内外六十餘卷  
の遺言中、特に卷頭に置き五大部の一に加へて最も重きを爲す所以の  
ものなり、今は由來及び大意を略述せば

安國論御勸由來に曰く、正嘉元年大正八月廿三日戌亥時、超於前代大地震  
同二年戊午八月一日大風、同三年巳未大饑饉、正元々年巳未大疫病、同二年戊巳巨  
四季大疫不已、万民既超大半招死了、而國主驚之、仰付内外典學者、有種  
種御祈禱、雖爾無一分驗、遂増長飢疫等、日蓮見世間體粗勸一切經御祈禱  
無驗、遂増長凶惡之由、道理文證得之了、終無止遣、作勸文一通、其名號立正  
安國論、文應元年庚申七月十六日辰時付屋戸野入道奏進古最明寺入道殿了、  
此偏爲報國土恩也、其勸文意云々、結句自他國可破、此國先相所勸也、又其  
後文永元年甲子七月五日慧星出東方、餘光大體及一國、此又始世已來所無  
凶瑞也、内外典學者不知其凶瑞根源、予爾増長悲歎云々、立正安國論末



文に曰く、去正嘉元年八月二十三日戌亥之刻大地震勘之、其後文應元年七月十六日付宿谷禪門奉獻最明寺入道殿、其後文永元年七月五日大明星之時彌知此災、根源云々依之觀之上人が元寇の前兆として早く既に認めたるは實に正嘉元年の大地震にあり、此時上人年三十六弘安元年の當時より翻ること二十五年の以前に在り、又當時大地震の有様は東鑑にも載せたり曰く、正嘉元年八月廿三日乙巳晴、戌刻大地震有音、神社佛閣一字而無全山岳頽崩、人屋顛倒、築地皆悉破損、所々地裂、水涌出、中下馬橋邊地裂破、自其中火炎然出色、青云々、九月四日乙卯、小雨降、申刻地震、去月廿三日大動以來、至今小動不休止、依之爲親朝臣奉仕天地災變、御使伊賀前司朝行云々、十一月八日己未、大地震如去八月廿三日云々尋て翌年の大風大流星、饑饉損亡等頻年天災の由詳記せり

嗚呼正嘉元年の大地震是ぞ上人に於ては元寇の前兆となり、又安國論の由來する所とはなれり、然れば上人は是の地震に驚き鎌倉を退いて

駿州に至り、岩本實相寺の經藏に潜んで一代經の鏡に照して當時の國相を浮べんとは企てたり、而して關藏四ヶ年、此間國家の災害は頻々として來り、亡國の徵愈々將に顯然たらんとす、上人靜座默考して終に四經の明文に勘へ、遠く災難の根源を究め、併て將に來らんとする大難をも豫知したり、故に其理由を一巻の書に綴りて、宿谷光則を紹介者として、時の執權北條時頼に奏呈するもの是を立正安國論とす、時に上人年三十九才、我國人王八十九代龜山天皇の御宇、文應元年庚申七月十六日鎌倉六代將軍宗尊親王治世の時、彼れ蒙古に在ては、忽必烈即位の年にして其年代を同ふするも亦奇と云ふべし

次に安國論の大意を言へば、既に題して立正と云ふ其裏面には破邪の義なくんばあらず、其正破は法然の選擇集にあるが故に、文体亦之に倣ひ、都合十段の賓主問答を設けて、論難發明せり、先づ初難の意は、旅客來て災難の起源を問ふに依て、世皆背正人、悉歸惡、故善神捨國而相去、聖人

辭所而不還、以是魔來鬼來災起難起、不可不言、不可不恐、答へ、第二問に入て其証據を問ふが故に、金光明經大集經藥師經仁王經等四經の文を引て具に災難の相を示し、是が原因、謗法に在るの理を説く、第三問當時の謗法を疑ふが故に、佛法熾んなりと雖も、但法師誦曲而迷、或人倫王臣不覺而無辨邪正、と仁王法華涅槃の三經を引て辨明す、第四問剋して謗法人を問ふが故に、後鳥羽院の御宇、法然撰撰集を著し、哀音の念佛を興行して國家の元氣を消耗する而已ならず、鎮護國家の法華眞言を捨て、剩さへ彌陀三尊を除くの外、總じて一切の諸佛諸神を禮拜するを禁ず、故に善神怒を爲し、聖人所を辭す、是偏依法然之選擇也、と斷定す、故に第五答に於て重ねて選擇を引き、亡國唐武の先例、吾朝後鳥羽院の顯證を指示して客を諭す、第六問答の意は選擇集に就て勸狀の進否を糺す故に、元仁年中延曆興福二寺より己奏して呵責を加へし儀を述ぶ、第七問所詮天下太平國土安穩、君臣所樂、士民所思也、夫國依法而昌、法因人而貴

國亡人滅、佛誰可崇、法誰可信哉、先祈國家須立佛法、消災止難、有術欲聞、と當本の主意に入て、災難除滅の術を問ふ、答に於て法華涅槃の教誡を引き、早思天下之靜謐者、須斷國中、之謗法矣、と決す、第八問謗法を斷じて殺罪を犯すなき乎を疑ふに付て、唯其供施を止むるの意を示し、第九問に入て問者重々の教誡に伏し、今より斷疑生信の旨を顯し、所詮國土泰平天下安穩、自一人至万民所好也、所樂也、と災を除き國を安する術を守て、正法を立つべき事を慰ふに付て、答に其信伏を諒し、後に退轉なきを戒め、終に現當安心の起行を示して曰く、若欲先安國土而祈現當上者、速廻情慮、急加對治、所以者何、藥師經七難內、五難忽起、二難猶殘、所謂他國侵逼難、自界叛逆難也、大集經三災內、二災早顯、一災未起、所謂兵革災也、金光明經內、種々災禍一々難起、他方怨賊、侵掠國內、此災未露、此難未來、仁王經七難內、六難今盛、一難未現、所謂四方賊外、侵國難也、加之國土亂時、先鬼神亂、鬼神亂故、万民亂云々、今就此文、具案事情、百鬼早亂、万民多亡、先難是明、後災

第一編の主義  
を述べて

何疑。若所殘之難、依惡法之科、並起競來者、其時何爲哉、帝王者蓋國家而治天下、人民者領田園而保世上、而他方賊來、而侵逼我國、自界叛逆而掠領此地、豈不驚哉、豈不願哉、失國滅家、何所遺世、汝須思一身之安堵者、先禱四夷之靜謐者、歟と急に對治を加へて現世安穩ならしむべき所以を示し、尋て再び大集經法華涅槃の金言を引て後生善處の計を與へ最後に汝早改信仰之寸心、速歸實乘之一善、然則三界皆佛國也、佛國其衰哉、十方悉寶土也、寶土何壞哉、國無衰微、土無破壞、身是安全、心是禪定、此詞此言、可信可崇矣と歸正安國の本領を説て結勸せり、仍て第十段に至り旅客愈々發心隨從して今生後生誰不憚乃至速廻對治早致泰平、先安生前、更扶沒後、非唯我信、又誠他誤耳と誓を立て結巻とす、是れ一部の筋骨なり

猶要領を摘で申明せば、國家に災害の來るは畢竟して神明の守護せざるに由る神明の守護せざるは謗法の聲天下に充滿するに由る故に國家を安泰ならしめんとせば須らく先づ謗法を禁せざるべからず、謗法

を禁せば善神來て守護すべし、善神守護せば國家安泰なりと云ふの意、又外ならず而して其根本たる謗法とは何ぞや、換言せば邪法と云ふ事なり、故に邪法を對治して正法を建立するが何より國家安泰の策なり、往昔桓武天皇傳教大師に勅して叡山を闢き以て鎮護國家の道場と定む、然るに建仁年中法然世に出て法華真言總じて大小乘經を束ねて捨閉閣抛と語り一切の諸佛諸菩薩諸天善神を封じて禮拜雜行と嫌ひ一向專念彌陀佛を尊崇して世を擧て此土を厭ひ心を卒いて他方に向はしむ故に國家は空虚となりて徒に形骸を存するのみ元氣は早く既に消耗して人心枯槁し國家衰微の時に乘じて惡魔便を得て災起り難起る、是れ此書の主として法然選擇集を破する所以なり

先難是明なり、後災何を疑はん、四經の鏡に照して當時の有様を觀るに、藥師經七難の内、人衆疾疫難、星宿變恠難、日月薄蝕難、非時風雨難、過時不雨難の五難は既に起れり、殘る二難は何ぞや、自界叛逆難、他國侵逼難の

東鑑曰正元々  
辛卯十月十六日  
不正月見其  
三月より此方  
雨一滴も降ず  
田圃潤乾て野  
に一株の青草  
に一日正嘉二  
年八月廿八日  
甲辰天晴戊辰  
五感犯南斗第  
五星同時大流  
星長四丈幅四  
尺自乾至異

二難なり仁王經七難の内日月變化の難五穀不登の難星宿失度の難火  
難水難風難の六は既に顯然たり残る一難は何ぞ四方賊來侵國の難な  
り大樂經三不祥の内穀貴疫病の二は既に顯る残るは一の兵革なり金  
光明經諸難の内疫病流行彗星數出薄蝕無恒等の諸難は既に現出す殘  
るは他方怨賊侵掠國內の難なり前を以て後を推すに他國より來て我  
國を攻むべき道理必然たり豈に恐れざらん哉豈に慎まざらん耶速に  
對治の策を回らば早く泰平の基を致すべしと斯くも明白に諫曉した  
るも惜哉時頼省せず却て上人を伊豆に流す雖然上人の豫言は適中一  
て九ヶ年の後其萌芽を發し文永弘安の際に至て事實とは爲て顯れた  
り故に立正安國論末文に曰自文應元年至文永五年正月十八日經于九  
箇年自西方大蒙古國可襲吾朝之由牒狀渡之又同六年重牒狀渡之既勘  
文協之準之思之未來亦可然歎此書有徵文也是偏非日蓮之力法華經之  
眞文所聖感應歎之又た種々御振舞鈔に曰く去文永五年後正月十八日

自西戎大蒙古國可襲日本國之由牒狀を渡す日蓮去文應元年(大徳)如勘  
立正安國論少も不違符合一ぬ此書は白樂天の樂府にも越へ佛の未來  
記にも不劣末代の不思議何事か是に過んと實に本書を以て元寇の豫  
言書とする所以なり

因に自界叛逆難の事亦駭あり京師南六波羅の北條時輔は時頼の嫡  
子にして執權職を襲ふべき身の弟時宗に譲られたるを意恨に思ひ  
時もあらばと鎌倉方の北條公時全教時等と通じ陰謀を廻らし居り  
一事露はれ文永九年二月十一日鎌倉の内命に依て京師北六波羅北  
條義宗不意に軍兵を卒いて討手に向ひ京師の騷動大方ならず續て  
鎌倉にも軍起り一味の黨數百人討つ打れつ修羅闘諍是ぞ上人が所  
謂一門同士討自界叛逆難の實跡なり  
如是立正安國論は元寇の豫言書として充分の價値あるものたり故に  
伏敵編の附録たる靖方溯源の中にも龜山天皇文應元年庚申僧日蓮立

正安國論を作り執權北條時頼に上つる時頼省せず尋で日蓮を伊豆に流すと記載し注に安國論の全文及び全末文並に與宿屋左衛門入道書本化高祖年譜等の書を併記し最後に編者の言として安國論徵文の空一からざるを唱道せり此上は又誰か疑はんや是を上人が元寇に於ける以前の事實なりとす

附論 國家の災害を以て謗法に原因すと云ふ事今より之を見れば事不稽に似て識者の一笑に價するが如くなれども然れども宗教者として之を論ずるに於ては蓋し至當の事たり天地間に於て神明なるもの果して之れなくんば止む若し有之とすれば安國論の立論決して異むに足らず上人は素より宗教者にして明に神明の存在を認むる上より之が判断を下す然も豫言の適中して誤らざるは何よりの証據ならず乎今の科學哲學者なるもの少しく省慮して可ならん人身は一個の小天地なり其根元たる精神を司配する者即ち宗教なれば恰も教育の善惡に由て人の作用を異にするが如く宗教の邪正は大に國家の盛衰に關し延て天地間の氣象にも及す事元是れ全氣全性なれば自ら感應の然らしむる所なきにあらざるべし昔者賤臣叩心飛霜擊於燕地庶女告天振風襲於齊堂の古事もあや又一概に論ずべからざる乎學理と實際は今猶併行し難きものあり天地の事人智の及ぶ所にあらず我身函中に在て其全体を知らんと欲す豈に得べけん哉人若し天地の神變不思議を知悉せんと欲せば天地の外に立て測量するにあらざるよりは宇宙の事得て知るべからずとは予輩が極度の議論なり學者以て如何と爲す乎

### 第二章 其の當時

上人が元寇に効ある所以の理は其事實の未だ發せざる遠くの以前に於て之が豫言者として諫曉者として大に効益を施したる事は前章之を明すが如し然り而ふして是の豫言者たる諫曉者たる上人が事實の



汰なきに由り十月十一日に至り再び書を裁して執權時宗を始め宿屋  
 光則平左衛門頼綱北條彌源太及び建長寺道隆極樂寺良觀等十一ヶ所  
 に贈呈したり世に之を十一通御書と云ふ其時宗に上りたる書に曰く  
 隨令言上候抑正月十八日(原狀鎌倉三)西戎大蒙古國牒狀到來日蓮先年衆  
 諸經要文勘之如立正安國論少不違符合當日蓮聖人一分知未萌故也然  
 間重而奉薦此由急止建長寺壽福寺極樂寺多寶寺淨光明寺大佛殿等御  
 歸依不然者重而又自四方可責來也速調伏蒙古國人而令安我國家給被  
 彼調伏事非日蓮不可協陳臣在國則其國正爭子在家則其家直國家安危  
 在政道直否佛法邪正依經文明鏡夫此國神國也神不棄非禮天神七代地  
 神五代神々其外諸天善神等一乘擁護神明矣然而以法華經爲食以正直  
 爲辦法華經云諸佛救世者住於大神道爲悅衆生故現無量神力於一乘衆  
 捨之國豈善神不成怒耶仁王經云一切聖人去時七難必起矣彼吳王捨伍子  
 胥詞亡善身策封失龍比與國位今日本國既奉蒙古國豈不歎乎豈不驚乎

日蓮申事無御用者定後悔可有之日蓮法華經御使也經云則如來使如來  
 所遣行如來事三世諸佛事者法華經也此由方方奉薦之衆一所有御評職  
 可豫御報候所詮拋万祈召合諸宗於御前決佛法邪正給洞底長松未知其  
 匠之誤聞中錦衣未見愚人之失於三佛國法分別者在殿前所謂阿闍世天  
 陳隋那桓武日是也敢而非日蓮私曲只偏懷大忠故爲身不申之爲神爲君  
 爲國爲一切衆生所令言上也怒々謹言  
 又平左衛門尉頼綱に與る書は

就蒙古國牒狀到來令言上候畢抑先年日蓮如立正安國論勘之少不違令  
 符合然間重而以訴狀欲受懲愛以飛諫旗於公前立爭戰於私後併貴殿  
 者爲天下屋梁爲万民手足爭此國滅亡事不歎耶不愼乎早須加退治制勝  
 法之咎夫以一乘妙法蓮華經者諸佛正覺之極理諸天善神之威食也於信  
 受之何七難來三災興乎剩此事申日蓮流罪爭日月星宿不加罰哉聖德太  
 子倒守屋之惡興於佛法秀鄉控於將門留名於後代然者爲法華經強敵退

御歸依、寺僧、宜蒙善神之擁護者也、見御式目、制止非據分明也、爭於日蓮、  
 愁訴者無御敕、豈非破御起請、文乎、以此趣、方々進愚狀、所謂鎌倉殿、宿屋入  
 道殿、建長寺、壽福寺、極樂寺、大佛殿、長樂寺、多寶寺、淨光明寺、彌源大殿、竝此  
 狀合十一箇所也、各々有御評議、速可豫御報候、若爾者、下和之、璞磨成玉、法  
 王誓中之明珠、顯此時而已、全爲身不申、爲神爲君爲國爲一切衆生、令言  
 上之處也、如件恐々謹言  
 極樂寺、其觀に與ふる書は

就西戎大蒙古國簡牒事、鎌倉殿其外、令進書狀、候、日蓮去文應元年之比、勸  
 申如立正安國論、毫末計、不相違之候、此事如何、長老忍性速翻嘲哂之心、早  
 令歸日蓮房給、若不然者、輕賤人間者、與白衣說法之失難脫、依法不依人、  
 如來、金言也、其觀聖人、住處、說法華經云、或有阿練若、納衣在空閑、阿練若、翻  
 無事、爭日蓮、議奏之條、住處相違、併似三學矯賊、聖人也、僧聖增上慢、而今生、  
 國賊來世、墮在那落、必定矣、聊悔先非、可歸日蓮、此趣奉始、鎌倉殿、建長寺等、  
 其外、令被歸候、所詮欲遂本意、不如對決、即以三藏淺近之法、向諸經中、王之  
 法華、如、江河與大海、華山與妙高山、勝劣、蒙古國調伏秘法定、可有御存知候  
 歟、日蓮、日本第一法華經行者也、爲蒙古國退治大將、於一切衆生中、亦爲第  
 一者是也、文言多端、不能盡理、併令省略候、恐々謹言  
 如何に森嚴なる哉、此書や、上人の仇敵は實に當時の長老にあり、佛閣覺  
 を竝べ、法門室に拒る、僧寶の形體は六通の羅漢の如し、雖も如是、國家  
 危急の時に當て、替て一人の諫曉する者なく、詔諛是れ事と、私謀徒に  
 盛んに戒師の任、又何にかある、宜なり、上人之を喝破して、念佛無間、禪天  
 魔、眞言亡國、律國賊と云ふ事や、前書の如くんば、切に公所對決を乞ふと  
 雖も一人の之に應ずる者なく、唯陰險の策を施し、謗奏構陷、以て上人を  
 退治せんと圖る、何ぞ夫れ、學助の卑劣なるや  
 以下の書は、大抵大同小異なれば、茲に重て掲載するの煩を省く、而ふ  
 て、此等の書に依れば、上人が元寇の豫言者たる、と共に、又之が調伏の大



將を以て自任したるの形迹は覆ふべからず、若し時宗をして幸に上人の言説を用いしむる事もありたらんには如何なる良計の其間にありし耶も又未だ知べからざるなり、然に時宗猶省せず、上人亦是に由て種々の災害身に及ばん事を豫期し、十一通の書を認むると全時に又弟子檀方へも別に一書を裁して之を警めたり曰く、就大蒙古國、簡牒到來、以十一通書狀、方方令申候、定而日蓮、弟子檀那流罪死罪一定耳、少莫驚之、方々強言不及申、是併而強毒之故也、日蓮所令庶幾、各々可有用心、少莫憶、妻子眷屬、莫恐權威、今度切生死、轉令遂佛果、給鎌倉殿、宿屋入道、平左衛門、時、彌源太、建長寺、壽福寺、極樂寺、多寶寺、淨光明寺、大佛殿、長樂寺、已上十箇所、仍書十一通狀、令諫訴候畢、定而可有子細、日蓮所來、而書狀等令披見給、恐々強言、文永五年十月十一日、日蓮花押、弟子檀那中、呼此覺悟あり以て克く大事を建立すべし、果せる哉、文永八年九月に至て龍口の刑場に引れ尋て左様と流るる上人、是より前九月十日、良親行教等の訴狀に依て問注

所へ召出され尋問の條一々申開きの末、是迄我説開きたる法門は皆是れ如來の金言にして一言半句も日蓮が私曲にあらず、若夫れ時宗の謬妄を信じ我を無實の辜に行はし國々全士討の合戦起り、果は又此國を異國より征伐せんこと必定なり、是又大集經、藥師經等の文に上て強ちに我が強言にあらず、自他の合戦も一起らば後悔其詮なかるべし、克く克く賢慮を廻らし玉へと言葉を殘して歸られたるが猶も心の足らざる歎、十二日の朝安國論に一書を添へて頼綱の邸に遣さる其書に曰く、一昨日罷入見參候之條、悅入候、抑人之在世、誰不思後世、佛之出世、專爲救衆生也、爰日蓮自成比丘、旁開法門、已覺諸佛之本意、早得出離之大要、其實者妙法蓮華經是也、一乘之崇重、三國之繁昌、義流眼前、誰貽疑網哉、而專背正路、偏行邪途、然間聖人捨國善神成障、七難並起、四海不閉、方今世悉歸關東、人皆貴土風、就中日蓮得生於此土、豈不思吾國哉、仍造立正安國論、故最明寺入道殿之御時、以宿屋入道入見參畢、而近年之間多日之程、犬戎亂

夷猷伺國、先年所勸申、近日令符合者也、彼太公之入殷國也、依西伯之禮、張  
 其之量、秦朝也、感漢王之誠、是皆當于時、得於賞、回謀於帷幄之中、決勝於千  
 里之外者也、夫知未萌者、六正聖臣也、弘法華者、諸佛之使者也、而日蓮悉開  
 鷲嶺鵝林之文、覺鵝王烏瑟之志、剎勒將來、粗得符合、難不及先哲、定可希後  
 人者也、知法恩國志、尤可被賞之處、邪法邪教之輩、謗妄譏言之間、久懷大忠  
 而未達、微望、剎罷、入不快之見、參、偏、愁、難、治、之、次、第、者、也、伏、惟、不、昇、泰、山、者、不  
 知天高、不入深谷者、不知地厚、仍為御存知、立正安國論一卷、進覽之、所勸  
 之文、九牛之一毛也、未盡微志耳、抑貴邊者、當時天下之棟梁也、何損國中  
 良材哉、早回賢慮、須退異猷、安世安國、為忠為孝矣、是偏為身不逃之、為君為  
 佛、為神、為一切衆生、所令言上也、恐々謹言、文永八年辛九月十二日、日  
 蓮在押、謹上平左衛門尉殿

是を一日、昨日御書と稱す、然るに此夕、願綱鎌倉の殿命に依て、急に上人を  
 捕へ籠口に引て、首刎んとし、て果さず、遂に佐渡に流さる、故に侃々の聲  
 茲に暫らく跡を偲めて復聞くを得べからず

而して此間に於る元寇の進行は如何、文永五年後正月高麗の臣潘阜等  
 初て蒙古の驛状を渡せし、も我國報せざるを以て、翌六年三月黒崎殿私  
 等再び來り對馬の人塔次郎彌次其を虜にして、還る、今年九月高麗の臣  
 金有成高柔等先の俘を歸すと共に、蒙古中書省の驛を持して對馬來  
 る、越て八年九月十九日趙良弼筑前今津に來り直に京師に入らんとし  
 て太宰府の支所となり、問難數日の後終に副本を進め十一月を期し  
 て答書を求む、得ず、九年五月高麗の臣張鐸復來り高麗王の書を致す、我  
 國復報せず、高麗茲に至りて我と交通を絶つ、全十年三月趙良弼復太宰府  
 に來り京に入るを得ずして去る、還て竟に我國撃つべからざる旨を奏  
 す、然れども元主聽ず、愈々我國撃つべきとなり、大に軍備を整へ高麗に  
 命じて之を助けしめ、終に十一年の來寇とはなれり  
 先是鎌倉政府に於ては、曾て日蓮上人が豫言の如く、此頃の事比々道中

して所謂他國侵逼難は最早避くべからざるの勢ひとなりたるより、茲に初て悔悟の念を現し早速上人を赦免するの義一決して文永十一年二月十四日弟子日朗に附して上人を赦免せり上人鎌倉に歸り又も頼綱に請して云々、頼綱問て曰く蒙古國何れの日にか一定して寄せ來るべき耶と、上人答て曰く經文定月日なり然れども天の御氣色急に見ゆ恐らく今年を過ぐべからず云々是れ四月八日なり果せる哉十月五日に至り元の艘艦四百餘艘對馬の海峽に現はる、嗚呼何ぞ上人が豫言の嚴なる宣なり或人の稱して蒙古に通ずと爲すもの哉其形跡恰も約束に由れる歟の如し、聖人にあらざるよりは誰か疑ひなからん、茲に於て十二月十五日願立正意を著して再び安國論勘文の愈々徵驗あるを主張し併て猶國民の曉了せざるを悲む、其文に曰く、有情者可信之、何況今年既彼國災兵之上奪二箇國、對馬設雖爲木石設雖爲禽獸、可威可驚、不威不驚、偏非只事、天魔入國如醉如狂、可嘆可哀、可恐可厭云々

而ふして弘安四年再舉の時、は上人身延に在り、天下を三昧して用ひずば身退くの古例も倣ひ今は世を捨て一身の閑居なれど兎角國事の心に掛りて鳥の鳴さへ耳聾らるゝに此頃聞けば鎌倉中の弟子檀方蒙古の襲來は法華敵對の現罰など誇り顔に罵るより這は以ての外の不心得なり日蓮業より上下万人に嫉まれ身の措き所さへなき身にも國家を惡しかれとの念慮は更々なく一切衆生を常に子の如く思へり何狀斯る災害を見て喜ぶ事やある佛天への恐れ國土への憚り慎まざらん哉、去る文應元年の七月より言べき事は我早や言へり今さら人に何をか言はん若し路頭に蒙古の事を私語者あらば永く師弟の縁を断るべしと六月十六日急に一書を認て一通の廻文と爲し熊王四郎に持せて鎌倉中の弟子檀方に嚴しく訓誡を與へらる是を小蒙古書と云ふ重て全文を掲げば曰く小蒙古人寄來大日本國之事、我門弟並檀那等、中若向他人將又自不可及言、若違背此旨可離門弟等、由所存知也、以此旨可示

人々候也。弘安四年六月十六日花押。人々御中。或人曰古來日本國を稱するに未だ大の字を冠する者なし。稱り上人を以て始とす。上人の愛國者たる事以て知るべし。事は小に似たり。又以て上人の意氣を察知すべき乎。況や時宗既に上人を佐渡より救免し、尋で宗牒を下す等、稍悔心の状あり。上人亦國家に酬ふるは是時なり。と。心中既に降伏の意を込めて彼大國を指して小と云ひ我を大と云ふ。大の小に勝や論を俟たず、故に綱要師は是を以て蒙古調伏の表徴と爲せり。

是年五月より七月に亘て戦ひ止す。賊軍既に登枝野馬を亡して博多灣に來り長驅大に爲す。あらんとす。急使相次で鎌倉に到り將軍惟康親王將に發せんとす。副帥時宗等既に上人の先見に服し併て護念を請ふ。上人謹で清壇を構へ一乗正法の法華經を讀誦して後徐に筆を染り長六尺五寸横五尺五寸の錦地に輪圓具足日月二様の大曼茶羅を圖して四

方には四大天王八方に八大龍神を勸請し之を敵國降伏の旗曼茶羅として贈獻す。先鋒宇都宮貞綱之を奉じて九州に到る。未だ到らざるに颯風忽ち起り敵艦悉く覆没して奇捷を得たりと云ふ。此旗宇都宮家に預けられ後池上宗仲に傳て今は二分して月の曼茶羅は身延山に藏し日の曼茶羅は武州本所押上最教寺に現存せり而して二氏の祝記なる者を見るに

両面之大旗來記

弘安四年辛巳五月廿一日從大元國蒙古賊船四千艘人數二十四萬餘。黃來七月於九州防戰其時這八大龍王之御旗圓中日蓮聖人爲祈禱之。曼茶羅令書此御旗先立向親王九州給時某爲武之大將至九州則日本之靈神擁護有神風吹彼賊船其人數等不殘彼異國追拂給自出度御旗成故我家是預給畢

十二月二十一日

這兩面之大旗者

惟康親王所持御旗也弘安四年五月二十一日從大元國蒙古來船四千艘人數二十四萬人也于時親王此旗四方八大龍王四角四天王中之圓相內十界大曼荼羅日蓮聖人仰而合書是爲持九州向菽蒙古災給御旗是也

正應元年十月十三日

右衛門大夫宗仲判

抑も文永五年後正月始めて蒙古我國に交渉を致せしより今日に及び星霜十四ケ年、さしにも恐るべかりし元寇も不思議の失敗に塵を消して復た來るの餘勇なく弘安八年の頃再び來らんと欲して果さず世は漸く太年に歸して上人亦是の翌年を以て目出度入滅せらる、宗傳に曰く吾祖一期の化導立正安國論に始り龍口法難に中し蒙古退治に終ると蓋し上人の本意は唯正法を建立して國家の基礎を鞏固にするにあり蒙古の如き素より一部の餘波なりと雖も开も世人の信仰を博する

略傳卷第  
終わり

略傳卷第

よは文証より現證に如す、故に上人立宗の初に當り立正安國論を著して遠く豫言を放ち、中頃是が爲に種々の災禍を招くと雖も次第に豫言の適中するに従ひ漸く人心を率ひて我に向はしめ終に功を蒙古退治に收む、恰も釋尊在世脱益の如き乎、乙御前書に曰く又云ふ事後に合へばこそ人も信すれ斯ふ只書置なばこそ未來の人は智ありとは知り候はんづれ又身輕法重死身弘法と申べて候へば身は輕ければ人打はり惡むとも法は重ければ必ず弘まるべし、法華經弘まるならば死屍返て重かるべし、屍重くなるならば此屍は利生あるべし、利生あるならば今の八幡大菩薩と祝はるゝ様に祝ふべしと果せる哉上人滅後未だ一期に滿たずして早く既に大菩薩号を賜ひ今に迨で日蓮大菩薩と祝ふ事哉、嗚呼上人在世の間既に始終の功を收め、一宗の基礎目出度確立して瞑目す、其遺法の流るゝ所以知るべき而已、然らば則ち日蓮一宗の今日に榮昌せる原泉は亦是れ元寇の一事にありと言ふも敢て妄言にあ

らざるべし、元寇と日蓮宗如是夫れ大因縁を有して立てり、今や是が相  
念碑建設の舉あるに際し上人の銅像亦出現せざるべからざる所以の  
大要爾りとす

附論 曼陀羅記の事或る人は後人の偽作なりと、其理由として諸  
書を檢するに惟康親王の未だ戦地に赴かれしことなりと云ふにわ  
れども、這は甚だ薄弱なる議論にして未だ俄かに首肯するを得ず、予  
の見る所を以てすれば本文とて決して親王九州に赴きたりと云ふ  
にはあらず、將に發せんとしての事ならん乎、斯の如き例は古文に少  
からず、开は兎に角として前の大學教授内藤恥叟翁は或誌に於て左  
の如く言へり、宗祖日蓮上人が當初外寇の來侵を豫言して之か防遏  
の手段を講せしとは世に明かなる事實にして今更に之を疑ふ者も  
あらず、特に其身延山中に遷世の後に至りても猶國を思ふ念慮純厚に  
して一日も之を心に忘れず彼宇都宮氏の出征に及んで軍旗として

曼茶羅を書せられ之を授けて未だ發途に至らざるに早く既に寇賊  
は遠邇して風波の爲に屠戮し盡されしは是亦事實明白なり、其旗を  
書するの精神敢傑報國の猛念は蓋し自ら外夷をして慍伏せしむる  
に足る者あり、凡そ我國人として忠君愛國の念なき者はあらざるべ  
きも其氣魂精英の尤も猛烈なる者は必ず天を衝き地を捲くの勇力  
ありて氣想の外に出ると古來其例も少なからざれば彼宗祖上人の  
猛念の鬼神を感じ天地を動かす決して偶然にあらざるべし、(中略) 權  
此曼茶羅の旗は余未だ其真物を見ずと雖も我舊國水戸藩に宇都宮  
氏の嫡流ありて義公に事へ其後連綿として水戸の巨室に列したる  
を以て余嘗て其寓しの旗を見るとを得たり其は外ならず先君の訓  
練を行はれし時に宇都宮氏番頭たるを以て一隊の兵を將ひてこれ  
に従はれたるに其馬標として建る所は即ち其曼茶羅の旗の寓しな  
りき是其弘安の昔に在て嘗て一たび万丈の光焰を吐きて人心を震

遺したる靈物なるを見て感歎仰瞻せざるものはあらざり一也云々  
又以て事の眞偽を判じつべし

### 第三編 銅像建設の経歴

#### 第一章 其の發端

日蓮上人と元寇の關係は前編に詳述せし如く大因縁の存する者あり  
故に滅後六百余年の今日に於て之が銅像世に出現せるも亦全く元寇  
紀念碑と相伴ふて起れり否其初は紀念碑中に上人の肖像挿入する位  
にて別立するの計畫はなかりしなり然も事實上の趨勢を得ずして  
今日の場合とはなれり今其發端來歴を説かんに

元寇紀念碑

明治廿一年福岡縣に於て元寇紀念碑建設の計畫あり之が發起者は當  
時の知縣安橋保和全警部長湯地丈雄等の諸氏なりしが大に有志會を  
開きて同志を募るに際し全地の日蓮宗寺院も亦之に會せり席上發起  
者より兼て聞く日蓮上人と元寇の關係に付て事實を訊問せられたる  
に依り安國論十一通御書等其他の舊傳に就て詳しく答辨せしに發起  
者に於ても之を首肯し年表を製して有志に配布せる文中文應元年七  
月僧日蓮立正安國論を作り前執權北條時頼を諫む及び弘安四年旗曼  
茶羅を書す等大概の事歴を掲記せり依て明治廿二年の秋發起者佐野  
前庵師を紹介し東上の上親しく當時の管長三村日修師と協議を遂  
げ其結果日蓮宗務院よりは論議を發して一般建碑の事業を助けしめ  
發起者に於ては碑中に上人の肖像を彫刻挿入する事を約せり當時宗  
務院の論告書は左の如し

今般有志者相謀り福岡縣筑前國那珂郡ノ島舊蒙古戰爭地へ元寇ノ  
一大紀念碑ヲ建設セントシテ已ニ其事業ニ着手シ貴顯紳士及各宗  
僧侶ノ賛成モ鮮ナカラス抑々我宗祖ノ元寇ニ與テ偉功アルヤ別紙  
發起員ノ編輯セシ年表ノ如ク當時立正安國論ヲ著述シテ録倉幕府  
ニ呈シ以テ外寇ノ來襲ヲ警誡シ亦同府ノ内命ヲ稟テ旗曼茶羅ヲ書

ス其曼荼羅今現存シ唯我宗ニ於テ之ヲ確信スルノミナラズ發起者ハ別紙年表四万余枚ヲ印刷シテ全國ニ頒チタルハ公衆モ亦之ヲ信認セリ然ルニ此事蹟タル往々文書ノ微スベキアルモ未ダ國史ニ載セザルヲ以テ本宗ノ外之ヲ知者ノ稀ナルハ豈遺憾ノ至リナラズヤ今回ノ紀念碑ヲ建設スルニ當リ宗祖ノ肖像ヲ彫刻シ以テ不朽ニ傳ヘント欲ス實ニ本宗ノ光榮ト謂ツベシ而シテ各宗ノ緇素亦已ニ贊成ス况ヤ我宗祖ノ法流ニ浴スル者誰カ奮起贊成セザランヤ須ヲ此意ヲ了解シ建碑ノ美譽ヲ贊成淨財義捐ノ國家及宗祖ニ對スル報恩ノ義務ヲ盡スベキヲ茲ニ諭告ス

是の論議の出るや日蓮宗の僧俗大に喜ぶと同時に他宗僧俗に於ては大に不平を鳴し已に贊成せし者も故障を申出る而已ならず之が成業に向て却て妨害を興ふるの形跡あるより發起者に於ては日蓮宗との契約を取消すの止を得ざる場合とはなれり依て設計變更の事を左野師等に通知せしより日蓮宗の僧俗は又之に服せず一旦管長より致せし諭告文を空文たらしむるが如き一宗の威嚴に關し且つ上人が元寇と與て偉功ある事は實蹟の彰々たるものあるにも拘らず他宗僧俗の偏黨心より之をも抹殺せんと計るの卑劣を惡み事茲に及んでは詮ない不如一宗の力を以て祖像別立せんにはと憤慨の結果茲に一宗の決心を凝り終に元寇紀念宗祖銅像なる者を別立するの次第とはなれり從是佐野前爾里見日晴等の諸師専ら發起主唱の任に當り明治廿三年五月を以て佐野師上京内務省へ請願す此間爾博信徒數百名一佛堂に會し請願成就の祈禱を爲すと又以て其熱心を見るべし而して一面には縣下を巡回して同志者を糾合するの運動を開始し十月に至て創立事務所を福岡市橋口町勝立寺に置き全月廿一日より三日間盛に發會式を舉行せり即日義捐金八百圓餘に及び古鏡千面以上に達すと之を銅像建設の發端とす



### 第二章 其の設計

歐國外患なければ國常に亡ぶの古言に漏れず日進上人銅像建設の如きも初より別立するの計圖はなかりしものを偶々他宗徒の反抗に依りて一宗の氣焰俄に揚り其基礎既に成熟せしより茲に左の設計書を見るに至れり

#### 銅像建設を計畫

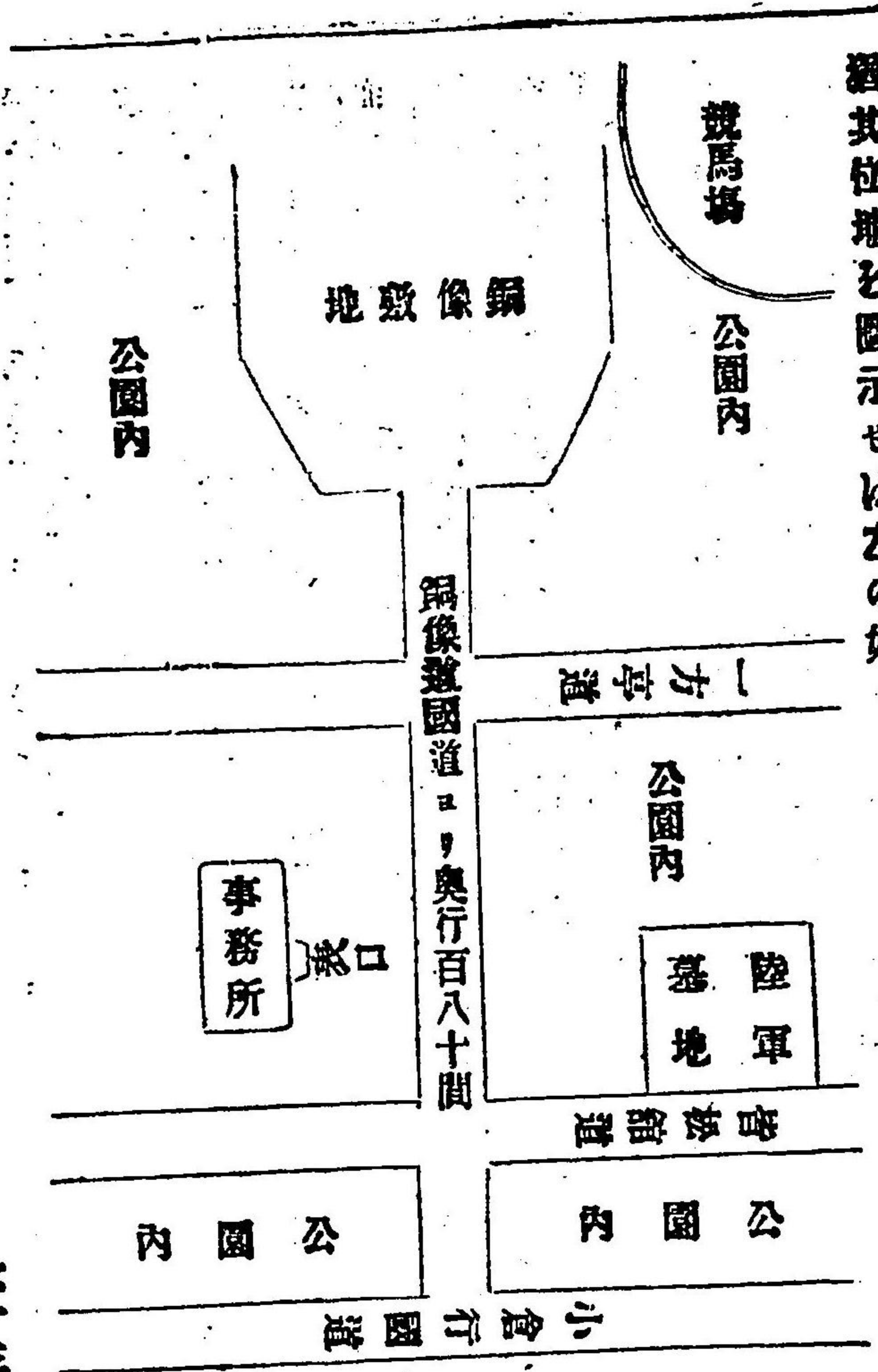
- 一位地 福岡縣筑前國博多公園
- 一丈量 地盤上一百尺
- 一費額 金拾万圓

#### 内 譯

- 金五万圓 鑄造及石垣等總て地盤上工費
- 金貳万圓 地盤修築費
- 金一万圓 銅材石材并に鑄造品諸器械等運搬費

金一万圓 足代諸器械等凡て建築需用品購求費  
 金一万圓 布教運動諸雜費

猶其位地を圖示せば左の如し



總て三海野邊に在りて

嗚呼官特に此勝地を賜ふ上人の末代に照るもの洵に其故なくばあらざるなり

而して地盤修築費二万圓は最初の計畫なれども今現に之が擔當技師たる工藤廉氏の設計に依れば總額二万八千圓餘を要するよりにて總面積二百廿四坪(十八間四方)之を八角形と一中心八十一坪九間四方八角形の所を正しく銅像の直下重量の歎所とす故に此部分は最も堅固の装置を要する譯にて全氏の見込に依れば地下一丈五尺を掘下げ底面には砂礫と粘土とを以て搗固り牛大の石を排布して機械にて搗込み其上コンクリートにて疊上るの仕掛なりと云ふ

### 第三章 其の手續

發起者佐野前副師は明治廿三年五月を以て銅像建設認可の義を内務省へ請願したりしも何分大事業の事なり且つ國家問題なれば其筋に於ても充分の研究を要し容易に許可するの摸樣なく加ふるも他宗怨

族の其處に乗じて種々の奸策を廻らすより事成らんとて成らず爲めに佐野師の經營慘怛一方ならず數度の手續を経て漸く翌廿四年の五月に至り滿一ヶ年の後に於て無事に認可を見るに至れり其辛苦思ふべし今其手續書類を示さば下の如し

東公園内ニ元寇紀念宗祖日蓮銅像建設ノ義願

謹而奉願候近年我縣下之有志者相謀り那珂郡千代村東公園内ニ元寇紀念碑建設ノ舉有之既ニ官御許可ニ相成候由然ルニ我宗祖日蓮モ元寇ノ役ニ對シ精誠祈念仕候次第モ有之有縁ノ儀ニ付今般紀念碑ト共ニ同公園地内別紙圖面ノ地(前章ニ在リ)ニ於テ日蓮銅像建設仕度候條御許可被成下度則チ別紙地圖設計圖并ニ元寇紀念碑建設委員副書相添へ此段奉願候也

明治廿四年三月

福岡縣筑後國生葉郡流川村本佛寺住職

右發起委員 佐野前爾印

全縣筑前國福岡市蓮池町法性寺住職 貫名日真印

全縣全國那珂郡警固村香正寺住職 里見日晴印

全縣全國福岡市橋口町勝立寺住職 櫻井仁周印

全縣全國那珂郡千代村 原藤四郎印

福岡縣知事安場保和殿

指令 (朱書)

乙第六百三十號

願ノ趣聞届候建設濟之上更ニ届出ツヘシ

明治廿四年五月廿一日

福岡縣知事 安場保和印

添願

元寇紀念宗祖日蓮銅像建設發起委員ノ名義ヲ以テ佐野前爾外三名  
ニリ東公園内ニ銅像建設出願候儀ハ元來元寇紀念碑ト共ニ建設ス  
ル儀ニ御座候ニ付當事務所ニ於テモ差支無之候條何分ノ御詮義ニ  
相成度此段添願候也

明治廿四年三月

元寇紀念碑建設事務所

發起委員 湯地丈雄印

全 津田信秀印

全 渡邊檀印

福岡縣知事安場保和殿

元寇紀念宗祖銅像建設發起委員ノ名義ヲ以テ佐野前廟外三名ヨリ  
東公園内へ銅像建設ノ儀別紙ノ通願出候ニ付實地踏査ヲ遂候處該  
所ハ競馬場ノ東北ニ位シ園地東隅ノ松林中ニシテ差支無之場所  
認メ候條何分ノ御詮義ニ相成度此段副申候也

明治廿四年三月十九日

千代松原東公園

取 締

吉 村 彦 臣 印

福岡縣知事安場保和殿

公園地内へ日蓮銅像建設ノ義ニ付伺

縣下筑前國那珂郡千代村東公園地内へ日蓮銅像建設ノ義建設發起  
委員佐野前廟外三名ヨリ出願候條篤ト調査スルニ右ハ客年中經伺  
ノ上同園内へ元寇紀念碑ヲ建設スルト相成就テハ僧日蓮義ハ元  
寇ノ當時國家ニ盡ス所不少ヲ以テ右建設碑ニ付テハ大ニ緣由アル

義ニ付該近傍へ銅像ヲ建立セントスル義ニ有之右ハ別紙日蓮言行  
事跡取調書ノ通り蒙古來寇ニ付テハ其事實炳然タル義ニシテ將來  
其由緣及功勞ヲ表スルニハ至當ノ義ト被存又他ニ指支ノ儀モ無之  
候條申立ノ通り別紙圖式ノ銅像建設候様致度圖書類相添へ此段相  
伺候也

明治廿四年四月廿二日

福岡縣知事 安 場 保 和 印

内務大臣伯爵西鄉從道殿

○右別紙今般元寇紀念宗祖日蓮銅像建設ノ義出願仕候ニ付日蓮  
ガ國家ニ對セシ專蹟左ニ上申仕候

日蓮夙ニ蒙古來寇ノ機ヲ察シ國家ノ爲メニ無限ノ感慨ヲ抱キ官ニ  
陳メ民ニ説キ身ヲ百難ノ間ニ置キ一意專念以テ國難ヲ未萌ニ豫言  
シ治國安民ノ正法ヲ廣布セル其緣由事蹟固ヨリ一朝ニ陳ヘ盡シ難

シト雖也今史籍上炳然存スルモノヲ見ルハ實ニ正嘉二年日蓮國家  
 災害ノ原由ヲ究メント欲シ駿州岩本實相寺ニ赴キ入藏シテ釋迦一  
 代ノ教經ヲ探究スルヲ以テ初メトス翌正元元年守護國家論ヲ作リ  
 國家ノ安危ハ一ニ法ノ邪正ニ在ルヲ論シ同年災難退治抄ヲ著ハ  
 シテ當時ノ天變地妖ノ原因ヲ明カシ併テ三災七難ヲ退治セシメテ  
 警策ス翌文應元年七月十六日立正安國論ヲ著ハシ宿屋光則ヲ介シ  
 テ前執權北條時頼ニ勸告セリ其要領ハ近年ノ災害ヲ論シ延テ外寇  
 ノ將ニ至ラントスルヲ豫言シ諸經ヲ擧ゲテ之カ證左トナシ幕府ニ  
 於テ速ニ邪教ヲ禁シ正法ヲ立テ以テ此災害ヲ除キ外寇ヲ未萌ニ防  
 遏シ國家安寧ヲ保ツノ急務ナルヲ痛諫ス時頼聽カス是ヲ日蓮大諫  
 三次ノ第一次トス後文永五年正月十八日元主忽必烈使ヲ遣シ我ヲ  
 シテ屬服セシメントス是ニ於テ日蓮ガ安國論ノ豫言ニ符セリ此年  
 四月五日更ニ安國論ノ由來ヲ筆シテ平盛綱ニ與フ八月廿一日復タ

宿屋光則ニ書ヲ寄セテ曰ク我曩ニ安國論ヲ著ハシ足下ニ托シテ之  
 ヲ故執權ニ呈ス既ニ霜萃九白ナリ頃日窺カニ聞ク蒙古使ヲ遣シ以  
 テ屬服ヲ要スト是賊速カニ追却セスンハアル可カラス然ルニ日本  
 國ノ中ニハ日蓮一人西戎ヲ調伏スルノ人タルヘシ兼テ之ヲ知リ論  
 文之ヲ勸フ爲君爲國冀クハ足下爲メニ之ヲ奏セヨト光則報セス此  
 年十月十一日更ニ書ヲ執權北條時宗ニ呈シ蒙古國ノ牒狀ヲ論シ治  
 國安民ノ策ヲ講ス此日宿屋光則平頼綱北條彌源太等ノ數所ヘ書ヲ  
 送テ外寇ヲ誨警ス今稱シテ十一通ノ祖書ト云フ書辭悉ク爲神爲君  
 爲國爲民ナラサルハナシ六年十二月八日更ニ立正安國論ヲ廢シ與  
 書ヲ加ヘテ勸文ノ虛妄ナラサルヲ述ヘ以テ將來ヲ警シム八年九  
 月十二日更ニ安國論ヲ裁シテ平頼綱ニ示シ且ツ具ニ其說ヲ筆シ以  
 テ諫ム是レ大諫三次ノ第二次ナリ此日諫爭ノ故ヲ以テ佐渡ニ謫セ  
 ラル同十一年赦ニ會ヒ鎌倉ニ販リ四月八日頼綱ニ謁ス是時頼綱前

來ノ無狀ナルニ似ス肅トシテ容儀ヲ正フシ君命ヲ含シテ蒙古來寇ノ期ヲ問フ日蓮之ニ答フ乃チ時宗頼綱稍歸服ノ狀有リ是レ大諫三次ノ第三次ナリ五月二日時宗墨印ヲ以テ宗牒ヲ出ス其文ニ曰ク頃年數多眞法ノ威力御感尤モ深シ三國無比類妙宗後代難有尊僧何宗比之於日本國中宗弘不可有妨者也依而執達如件

文永十一年五月二日

城 左 兵 衛 奉

日 蓮 大 上 人

日蓮猶ホ豫ハス以爲ク官若シ誠信アラハ國家ノ爲メニ謗法ヲ禁スヘキニ然ラスシテ實ニ宗牒耳ヲ出シ國家ノ災害ヲ思サルハ何ソヤ嗟甚矣澆季ノ曉シ難キヲヤ三タビ諫メテ聽サレハ則テ還ルハ古ノ禮ナリト遂ニ甲斐身延山ニ隱ル然レニ日蓮カ杞憂ハ聊カモ息マズ精神日夜國家ノ安危ニ注ク忠誠ノ至情自ヲ禁セス時々文書ヲ裁シテ門弟子ニ與ヘ以テ警ス其重ナルモノハ文永十一年二十日曾谷入

道へ全二十一日南條七郎次郎等へ與へテ前言ノ此ニ符合セルヲ述へテ教誨シ十二月十五日顯立正意抄ヲ著ハシ以テ立正安國論ノ論旨ノ確實ナルヲ知ラシメ建治元年十月廿六日僧弘仁ノ問ニ答へテ他國侵逼難ヲ論シ又同年聖人知三世抄ヲ著ハシテ設ヒ万祈ヲ作ストモ日蓮ヲ用ヒスハ必ス此國今ノ壹岐對馬ノ如クナラソ云云ト論シテ神國王抄ヲ著ハシテ國家安寧ヲ示シテ明シ同二年正月十一日安房國清澄寺大衆中へ教書シテ外寇ヲ教誨シ同三月種々振舞抄ヲ著ハシテ蒙古襲來ノ事ヲ明カシ弘安三年十二月諫曉八幡抄ヲ著ハシテ國家ヲ安穩ナラシムルハ正法ヲ興隆シテ善神ノ擁護ヲ得ルニ在ルヲ述へ同四年六月十六日小蒙古書ヲ筆シテ遍ク門徒ニ付與シ蒙古ノ事ヲ言フイナカラシム是レ門徒ノ鎌倉ニ在ル者蒙古來襲ノ安國論等ニ符合セルニ誇リ驕々スルヲ禁セシムル等是ナリ同年元大舉シテ來寇ス是ニ於テ幕府惟康親王副元帥時宗深ク日

蓮ノ前旨虚シカラサルニ感シ以テ冥護ヲ請ヒ且ツ時宗両面ノ旗ヲ  
製シ日月四天八龍王ヲ畫シ開光悃禱シテ授ク幕府宇津宮貞綱ニ命  
シテ先鋒トナシ此旗ヲ樹テ以テ西セシム七月朔颶風暴發元龜盛ク  
覆没シ賊兵皆死ス貞綱又ニ血ヲナス幕府營ヲ出テス海嶽初メテ安  
シ實ニ宗祖日蓮カ國家ニ忠ナルヤ安國論ニ草創シ蒙古退治ニ大成  
スト謂フヘシ一化ノ始終唯此事ニ在矣

己上日蓮言行ハ高祖遺文録日蓮大士眞實傳本化高祖年譜元寇紀  
畧、蜚蠊抄、本化別頭統紀、日蓮註書讀、祖書刪畧等ニ據リ輯録仕候也

元寇紀念宗祖銅像建設發起委員

明治廿四年四月

佐野 前 勲

福岡縣知事安協保和殿

### 第四章 其の運動

設計既に成リ官署亦之を認可したる以上は一日も猶豫すべきにあら

ず茲に於て管長三村日修師を始め諸本山貫主總て發起員となり洛陽  
本國寺前貫頭大僧正釋日禎師を事務總裁として左の如き趣意書を發  
し大に一家の僧俗を喚起したり

元寇 紀念 日蓮聖人銅像建設緒言

今を距ること六百年の昔一蒙古と云へる國の大軍日本に押寄せ豊  
岐對馬の二島を攻落し筑前博多の津に攻め來る其軍勢十萬に餘り  
眞に皇國の御大事なりけり去れば當時の 天皇を始め奉り鎌倉の  
執權職たる北條相模守時宗深く心を惱み諸國の大名に令し賊艦退  
治なさいめらるに天地神佛の擁護ありて颶風俄に起り差しも目に  
餘る大軍を一朝に海底の藻屑となし皇國の光輝を末代に迄耀かせ  
しは實に勇まじき事なりけり之を名けて弘安の役と云ふ是より先  
き我祖日蓮聖人は斯る災害のあらん事を察し夙に立正安國論を著  
し之を防がんと欲して一身を犠牲となし肺肝を碎き給ひし功蹟は

遠く武門の右に出でたるも悲哉後世弘安の事を記する者總て儒道の  
 人なりしを以て佛門の功德は務めて之を掩ひ賊艦退治の功を一  
 に相模守に歸してまた日蓮聖人の遠觀偉勳を説く者なり嗚呼我祖  
 の末流を酌む者誰か之を慨かざらんや此頃世人相謀りて弘安の事  
 蹟を尋ね之を後世に傳へんものとして其古戰場なる筑前博多の津に  
 一大記念碑を建立するの計畫あり名けて元寇記念碑と云ふ如何に  
 も護國の爲め誠に美事なり乃ち我祖の御苦心も之と共に再び世に  
 顯はるべき事にて歡喜の至りと云ふべし依て稱等此際幸に我祖の  
 一大銅像を鑄造し奉り之を彼の元寇記念碑と共に並べ立て元寇の  
 當時我國の危急を救ひ給ひし我祖日蓮聖人の功德を遠く千歳の下  
 に傳へんとす若し然らば益々我宗の尊きを信するもの多からんこ  
 と疑ひを容れざる所なり冀くば本宗緇素諸君我祖が立正安國論を  
 著し玉ひたる御志を紹き竝に多少の淨財を喜捨し以て我宗法幢と

共に該銅像の光彩を無窮に觀し玉はんことを

元寇 宗祖銅像建設事務總裁

大僧正 釋 日 禎

而して之が主動者は依然佐野前師にして全師は廿三年十一月より  
 實名圓徳師と筑後久留米市を始として漸々勸財的運動を始め翌年に  
 至ては殆んど九州一圓を巡化し了りしが到處赤誠以て信徒に説き熱  
 心以て上人の偉蹟を光揚せしより大に信徒の喝采を博すと共に一  
 面他宗の徒亦競起し來り之が運動を妨害せんと計るより彼我の衝突  
 所々に起り或は宗論となり暴行となり喧々囂々果は佐野師等の身  
 迫害を及ぼして危き事も度々なりと然れど最後の勝利は何日も日  
 蓮宗に歸して運動の成敗次第に好果を結び其聲の高まると共に一門  
 の有志追々参向して帷帳に従事し實名英勇本化日將師等亦起ち事務  
 整理には東京より井田錦太郎氏(前日宗新報記者)來り道に九條公爵其



他貴顯紳士の賛成するあり今將た動かすべからざるに至れり茲に尤も可笑は他宗派に於て種々妨遏策を講じたる中全に西公園に釋迦の銅像を建設せんと計りたる是なり是が發起者は浄土宗眞宗の僧侶なれば彌陀の銅像を建設すべきが本意なるに釋迦佛の銅像とは御門進ひにて法然親鸞の宗義に背き無道理なること兒童も知る位なれば一言の下に計に政府へ願出たるも素より理由なき事とて採用なる筈もなく百計盡て泣寢入となりたるよし如何は彼等の窮策思ふべし

斯くて銅像布教は一應九州大部を済したるにより翌廿五年四月廿三日より三日間を期して公園敷地に於て盛に起工式を擧げたり東京より管長代理として僧正清水日蓮師下向し數百人の會同僧侶を率ひて地祭式を行ひ幾万の信徒旗幟を擁立して圍繞せる様元寇の當時も斯くやと思はるゝ計りの壯觀にて其盛況なりし事は九鉄瀧車の列車より

不足を生じ俄に貨車八臺に屋根を付して僅に旅客を運送するを租りと云ふを以ても知るべし當日祝文の朗讀も亦甚だ多かりしが其山田安榮氏の一文を掲げば

日蓮聖人銅像起工式之頌

松風の天に嘯くハ豈に兵馬咄噓の聲ならずや白浪の沙に走るは豈に劍花飛散の光ならずや千代松原は蒙古退伐の古戦址なり松琴河鼓風清朗の今日に當り往事を緬想し猶は弔愾に耐へざるものあり夫れ佛法東漸せしより政治風教其裨益を享る寡からず上下篤く三寶を敬し名碩輩出一紺苑天下に滿ちたり史に稱す延暦二年六月私に道場を立て田宅園地を喜捨するとを禁し其詔曰く如斯經年代無地不寺と趨勢の隆以て見るべし雖然物は一張一弛あり鎌倉幕府の時に當り釋門の徒富は田録を兼ね位は士民に超ぬ而て説く所高遠虛誕にして漸く俗と乖離して世用を爲さざるの概あり於是や日

蓮聖人崛起一七字の題目四箇の新義を唱へて陋陳を警醒し書疏若  
 陳一て外警に洎ひ豆山佐眞身は囹圄に在れども其言既に驗應あり  
 摩乎此時に當り碩衲上智あるも嶄然頭角を現は一時を患へ世を濟  
 ふもの惟り聖人あるのみ聖人報國の功豈も没すべけんや今や道俗  
 相唱へ聖人の銅像を千代松原に建つ蓋し其學や聖人の偉徳を表彰  
 し並に往を監みて來を虞かるの意に出づ然らば則ち人心を興し世  
 道を裨くる其功亦銅像と俱ふ不朽に傳るものあらん一言以て盛事  
 を頌す

明治廿五年四月

伏敵編著者 山田安榮 謹識

右起工式終りて七月より滋賀縣大津を起點として福井石川富山の三  
 縣に及ぼし大に巡教募縁す林鳳宣井筒是寛等の諸師來て之を助け順  
 次眞宗の巢窟たる加賀越中に入るや果して眞宗徒蜂起一魚津に於て  
 一大法戦を開く彼遂に暴行を以て迎へ石飛び瓦散して殆ど身を危ふ

せんとす佐野師泰然として恐るゝ色なく終に警官の護衛に依て出る  
 を得たり廿六年春轉じて愛知縣に巡教一名古屋に支所を置て事務を  
 分掌す賈名英勇師等別に長崎縣大村地方に巡回す全年四月大阪の布  
 教に着手し今宮商業俱樂部に於て護國談幻燈會を催ふし大に聴衆の  
 感動を引く湯地丈雄氏來り會す五月一日重野安釋杉亨二山田安榮竹  
 内久一等の諸氏亦來て全所に護國談大演說會を開き大に銅像事業を  
 以助す全夜道頓堀辨天座に於て全く幻燈會を催ふし全月三日には第  
 四師團の請聘に應じて偕行社に全會を開く而して市街三十余の日宗  
 寺院には巡次に説教會を開いて殆ど四十余日布教に従事したるの結  
 果氣焰一時に上り寄附金積て一万余圓古鏡亦大に樂る而して重野氏  
 等の一行は歸途京都本因寺に立寄り茲にも一席の護國談演說會を開  
 いて餘波滿都に及ぶ此年八月大阪に機關雜誌を發行して大に氣焰を  
 旺く中西牛郎氏主筆たり此年賈名圓德師再び滋賀縣を巡化し延いて

福井縣下に及ぶ、林鳳宣師兵庫縣下を巡教す、八月三十一日五十分一の  
 維形小銅像出來東京美術學校調製せしに依り之を奉じて再び九州各  
 縣を巡る、廿七年三月佐野前勳林鳳宣二師全く小銅像内拜の爲め石川  
 富山を巡る、尋て大阪に來る、山田安榮氏亦九州を一周して大阪に出で  
 南地演舞場に於て護國談話會を開く、井筒是寬師四國に巡化す、本化日  
 將師肥後八代に於て法壇を開く、今年夏新潟縣を布教す、尋て國家多難  
 の時に際し該布教員は東京に組織せる日宗報國義會と聯合して八月  
 廿五日より三週間を期し博多銅像敷地に於て敵國降伏の大祈禱會を  
 開くに依り暫く其運動を中止せり、廿八年十月國家靜謐又歸するを以  
 て再び其運動を越後より始む、翌廿九年には東京市外房總地方より神奈  
 川縣下に及ぼし横濱の如き一層盛會を極め全地の紳商金子政吉等發  
 起諸氏より左の如き請狀を配布して大に光彩を發したり

拜啓時下益御榮昌奉拜賀候陳者戰捷の光成四表に發揚し世界萬邦

の視線は我國に集注致し候形勢に付官民齊く治に居て危を忘れざるの精神を伴興し各々其常職を守り富強の實效を起し國家保護の本分を盡すに怠らざるは平素御同感の儀に奉存候況や本市は東洋の一大要港にして萬邦と密接の關係有之候土地柄に付尤も此の精神と本分とを振張せんとは本市諸君と共に希望する所に御座候今般小生等相謀り來る十二十三兩日午後五時より左の諸氏を聘して護國上の談話會を催し候も亦此の微意を御座候何卒御賛成被成下萬障御差操り御臨場の程奉願候謹具

明治廿九年十一月

出席辨士は重野安釋、内藤庵叟、小中村義象、山田安榮、河瀬智宏、加藤文雅等の諸氏會場は町會所(時計臺)なり十四日より市內寺院に於て佐野師の安國論講談あり曾て天覽に供へし蒙古大將の兜をも縦覽せしめたり

因に蒙古兜の傳來を尋ねるに該品は元寇の當時分捕せしものにて  
 黒田家に傳へ長興公特に愛玩せしを家老吉田總殿助に賜はり總殿  
 助秋月の磯謙之助の家現今福岡因幡町に住せる磯龜久男氏十二代  
 以前の當主に拜領せし唐冠の兜を希望して之と交換せしもの由  
 にて今日迄磯家に傳へしを確乎たる傳來言あり不圖佐野師の手に  
 入る事となりて今は本佛寺の什寶となれり余も一見したるに如何  
 にも古代の物らしく古色霽然たる中又金光自ら燦爛たり總高八寸  
 鉢前後差渡一七寸七分左右七寸一分鉢は凡て銀象箝にて龍の日の  
 丸形の玉を一香にせんとする模様あるは竊に日本を併呑するの意  
 味なりとは可惡依て下周圍には浪の模様あり前庇の垂其他渾て金  
 邊箝にて同じく龍の模様を表はし此間一寸一分後世(二百年前)鍔を取換  
 て朱塗日本風の素掛とせしは惜むべし去る廿七年六月佐野師携へ  
 て上京し親しく天覽に供し奉りしに御殿尤も深かりしと云ふ

三十年六月實名國徳師再び新潟縣を巡教し七月三十日を以て終る佐  
 野前關本化日將師等岡山鳥取を巡る三十一年三月廣嶋に巡教し第五  
 師團階行社に於て護國大演説を開く將校及び貴婦人慈善會の諸將に  
 由る尋て備中に入る實名國徳師岡山より大阪に來り秋因伯地方を巡  
 化す佐野前關林鳳宣本化日將師等東都に集合し尋て山形地方に飛錫  
 す前是事務所を東京日本橋區小傳馬町祖師堂内に置き専ら來春運動  
 の方略を定む而して明春運動の豫定は先づ深川淨心寺に於て四月十  
 五日より三週間を期し木型の假組之を爲し廣く衆庶の拜觀を縱し傍  
 ら百僧を會して法華千部を讀誦し以て元寇紀念祭を行ひ元寇當時の  
 刀劍甲冑等凡そ紀念すべき物品は徧く蒐集し定日間公衆の觀覽に  
 供し猶右日限中同寺本堂に於て立正安國論講談の法筵をも開くと云  
 ふ鳥歌ひ花咲ふの好時節定めし一層の盛況や來すらん

第五章 其の實蹟

右運動の結果今日迄舉りし實蹟の如何を尋ぬるに明治廿五年四月起  
 工式を擧げたる後之が設計地形上は一切福岡縣二等技師工藤廉氏に  
 屬托し全氏は廿六年冬より之が設計測量に掛り圖案を調製して爾來  
 材料の完備するを俟ち怡土志摩早良三郡の信徒銅像購を結び車頭旗  
 を押立て石材等を運搬する機中々の見物なりしと三十年の春に追で  
 地盤の墜塌に従事し日々集まれる二百余の信徒を役使して底面石橋  
 工事より口繪の寫眞參看全く第一期豫定の地盤工事を終りたるは三  
 十一年三月にして四月一日より第二期地盤工事則ち地平已上蓋心石  
 垣等の工事に着手せるが今は大半出來せりと云ふ  
 次に本体銅像の鑄造は之を東京の美術學校に委託し廿七年二月を以  
 て先づ木型製作方より付左の如き契約を爲せり  
 一日連上人立像木型丈三丈二尺及蓋坐型

此製作代金九千五百五十圓也

右製作方貴校へ及御依頼候就ては製作代金之儀は御通知之都度無  
 過滞納付可致候也

但別紙依頼者心得書之趣承認致候尤萬止を得ざる事故生じ解約  
 致候時は該工事を要したる入費は支辨致すべく此方へ屬すべし  
 材料等は一切御引渡被下度候也

明治廿七年二月十二日

福岡縣筑後國生葉郡流川村七十番地

本佛寺住職 佐野 前 助 印

大阪府東成郡西高津村三番屋敷

正覺寺住職 永山 智 英 印

全市北區堂島船大工町百廿二番屋敷

信徒惣代 福永 正 七 印

愛知縣名古屋市三十七番地

法華寺住職 吉川日光印

全縣全市本町七丁目

信徒惣代 鈴木正七印

東京美術學校校長岡倉覺三殿

(依頼者心得書は略す)

尤も此内に十分一の模型製作費も加はりあることにて即日福永正七氏より二千五百圓を納付し茲に契約を了したり美術校に於ては教授竹内久一氏の擔當にて着手するに決り當日依頼者より語られたる談話なりと云ふを聞くに余の見込にては木型製作は凡そ二十四ヶ月間に落成するの所存なれども何分如是大銅像は万國に未だ之なく余先年歐米に渡航せし際にも取分米國の如き好て大造品を製出する國柄なるを以て眼を止て巡覽せしも未だ今回の如き一百尺餘の大造品あらざりき然らば則ち這般の銅像我國にて製出するに於ては正は是れ

萬國一の大造品となるものなれば余も畢生の力を奮ひ根限り研究に研究を重ねて萬國に對し恥ざる様最も手際能く仕遂るの覺悟なりと云々其後美術校に於ては校長始め今泉岡崎等の各教授も竹内氏に助力して日宗各本山及び由緒ある寺々へ全品の參考ともなるべきものは細に照會するのみならず自ら往て取調に従事する杯大に苦心せし跡は五月八日付竹内教授より佐野師に致したる書面に依て知るべし

前路 兼て御依頼相成候祖像木型之義は過般より材料蒐集の爲め各所へ出張致し夫々奔走計畫罷在御袈裟研究も相濟漸次着手の運に相成目下専ら雛形彫刻從事中に有之御祖御首は已に出來致候間

右様御披露被下度云々

右の書面に依れば十分一の雛形彫刻を先にして此時既に御首丈は出來せるものなり而して本木型の彫刻は廿八年一月より起工し漸く八ヶ月の日子を關して廿九年六月全く之が落成を告たり今東京毎日

が當時の實驗談及び竹内氏との談話を掲げて如何に作者の注意が  
この緻密なり一乎を示さん

同校の後園なる假小屋に入れば未だ足場も其盛なるを登りて中程より見上るに實に近世の大作而かも其割に大工場を要せざり一は牀内より組立を爲し多く外部の足場を要せざり一ゆるなりと竹内久一氏は過る廿三年時に此の四月三日を祝する爲め神武天皇の木像丈八尺を造りて近世大作の嚆矢よと世に誦はれ一人なり而して今又是大作を見る藝園の奇觀として稱讃するに餘りあり是より項を追て全氏の談話を掲げん

私が之を造るに就ては先づ日蓮時代の像を調べ其事蹟を質し又書文に徴し人に語りて其相貌衣裳等を定めま一た世に日蓮の木像と云ふ者も多しが其中で形の一と風異つて居るのは池上にある旅行禁足の祖師と鎌倉の本覺寺にある折伏の祖師身延に納めて一旦烏有に歸し

今のは享保の作である祖師讀經の像之に京都の妙顯寺に藏せる日像(日法の誤乎)此人は祖師の弟子で彫刻師です當時歸依者も多い事であらから繪師もあれば彫刻家もありま一た……此人が作つた房州旭の森で祖師が始めての勸請をして居る處の旭の祖師此四ツの像ですが私のは亦之と違つて新圖案を立てた蒙古調伏の祖師です

蒙古調伏の祖師

私が今度作つたアノ銅像模型……蒙古調伏の祖師は今まで誰れも造り一例一なき新圖案日蓮が右に珠數左に安國論を持ちながら經文の功力に依り蒙古の大軍を睨み返して居る所です當時日蓮は九年以前より元寇の來るべきを豫知し北條に注意したるも聽かれず身延山に引つ籠み居たるなれど想像上より今しも現場の殿頭に立ちて睨み返り居る如き圖を案出したので法衣の袖の後方に翻へり居るは海面より陸の方へ吹き來れる風向即ち乾の方角より吹き來りて賊の艦艦徴

塵に爲りいと云ふに據つたのです

日蓮の相貌

日蓮の顔は畫にしろ木像にしろ是迄のは信仰心より來て居れば唯だ  
難有相に出來て居る丈けで眞を得て居るのではない中山の法華經寺に  
ある畫像は自筆と聞けど其他祖師の自作と稱へ居るは大概後世の作  
らしい唯だ此にひとつの最も據るべきは有名な波木井の像即ち入道  
實長日圓が身延で弘安四年丁度此元寇の役の年に行年六十の祖師を  
畫いて貰つた肖像畫此を伊勢派の故實家栗原柳庵の家より買受けあ  
りしゆゑ之に諸方のを參考して彼相貌を作り上げました元來日蓮は  
前齒が二本前に露出して居たと傳はり居れど法力で元寇を滅盡させ  
るといふ大切な時には前齒を露はさなかつたろうと思ひます法華經  
廿八卷の内安樂行品に「不露齒笑不現胸臆」とあるに據りても齒を見せ  
ぬが當然だるうと齒を見せず作りました

法衣袈裟珠數安國論

法衣は繪巻物等に就て精細に調べたるに當時の法衣は戰爭時代のと  
とて裝の左右に割け目があつて此際より甲冑が見え太刀の抜き差し  
に都合よき様な正式には長袈と稱して地に引きする位裾の長さを  
用ゐました大僧正となれば其法衣に袈裟が附けど日蓮固より此地位  
に在りしならねば素絹の長裾を着せました袈裟は法華經寺に藏せる  
小松原御難太刀受けの五條袈裟を見て來て其形通りに造り珠數は是  
れも同寺に完全なるが在りたれば其儘の模造で天台宗の蓮葉形に似  
よりて今日のは違ひ金物も附き中々優美なものです左手に持つ安  
國論の巻物は中山法華經寺の京都本國寺に秘藏せるのを參考して  
作り安國論の文字も同寺のを籠字に採つたのです

彫刻論

從來世に存する日蓮の木像は何れも等身に過ぎず斯る大作は今度が



始めてですが昔より非常の大作物は如何なる方法に依りて作り上げりや又其作者の伎倆如何は皆鑄物に爲つて仕舞ふのですから調べ方がない……今のもは悉く螺旋止めにして組立解くづゝ共に意の如くなる様えたれば兎に角新法を折衷したのです私なは未だ此れが一生の大作物なほ今より限りを附ける年配でもなく又我を知り呉れる眞知已は百載千載の中に一二人でもあればよいのですから世評には構はず今が勉強中ですが古來の彫刻を見るに神佛中偏に理想の上より作れるもの多く今日直ちに之を模倣するといふ譯には行かざれど夜叉や四天になれば又其相應る人間以上にして人間以内に入り得る情感を發はして居る畢竟妄りに西洋を崇拜するものは多くは日本古代の彫刻を見ざるか又は見ても解せざるものにて後之を會得するに及びて始めて洋の東西美術の歸一なるを悟る位ですから東西折衷も中々ウカと云ふべきではない今日の人ハ昔日の人にあらず今

日の時勢中に養はるゝ腕を以て作るとなれば別段東西折衷を期せずして西洋彫刻の好い所は自然まはいるでもありまゝやうが唯だ其間又依然として失ふべからざるは日本の特質です……私は今からして技術上の方針も主義もない是れから先き何ふ變り往くか知らねど兎に角國是といふものは何時迄も疎として守つて往く積りです(以上)作者が苦心經營の程は右の談話に依りて知られたり氏は彫刻家中古は家を以て知らるゝ人なれば然もありなん猶余輩の聞く所によれば上人が深遠卓犖の間に六老僧以下を懐けたるは自然の恩徳を備へて愛嬌ありしものと推斷し怒る時は鬼神も恐れ笑ふ時は嬰兒も懐くの想像を以て顔貌を彫刻せりと元來斯業の難事あるは我人俱に認むる度當に其大作たるが爲のみにあらず性質上より之を言ふも上人は僧侶の外に一種の氣象ありて決して尋常の人にあらずれば隨て之が模倣を作るには甚だ困難の事業たり其夷歎を睥睨する所無限の勇威を示

まいるべからずと雖も之を形容するに手に弓矢なく腰に長剣なければ唯全風采に於て之を示すの外なく然りとて餘り豪氣に過はれ倍の本質を失いて慈悲深重なる上人の像に展らん此像尤も作者の注意を要する處所謂威あつて猛からず威格の裡自ら慈愛の風を存して風ならず弱ならず之が均等を得んには蓋し作者の苦辛一方ならずりを察するに餘りあり今や恰好の木型出来して慈愛の魄の下には榮軍を睥睨せる威儀備はり神采刀端に發し姿容端嚴寔に上人の像たるに負かず衣の裁に至りても曲線の美自からにて衣袖の風に翻へれる裾の皺める邊りいづれも雅趣を留めざるはなし實に上人の尊像として遺憾なき者乎而して最初の圖案とは数度の改變を経て經費の如きも定額より一千八百五十圓を超過し總計一万一千圓にて全く竣工するに至れり

次に實像鑄造方に付ては其要部たる御頭丈けを引續き美術校に依頼

し餘は鏡前博多の建設地にて鑄造する筈なるが御頭の鑄造に要する地金及び製作費用は左の如し

日蓮上人御頭鑄造費用書

一金貳千貳百圓也

但し御頭鑄造より鑄液研磨色付及木型鑄形取り前後修繕費

外に鏡地金貳百五十貫目 素銅三百五十貫目

但し現品納付の事

右之通に候也

九月

佐野前 殿

美術校 製作 係

依て全國信徒より募集せし古鏡此時迄に集れる者九千七百斤を大阪の横山工場に於て吹分け納付したるに依り美術校に於ては教授岡崎雪聲氏の主任にて三十年七月十五日(舊六月十六日)則ち安國驗献上の

日をト一之が鑄造又掛りたり最初は充分なる成蹟を得ざりしが再度の改鑄に於て満足ある成蹟を得たりと云ふ尋て胸部並に両手をも併せて鑄造せり今某氏が實驗談に依れば此程小傳馬町祖師堂に詣て一小部を拜觀せしが意外の大作あり即ち祖師堂左側上壇に奉安せるは左右の御手の拳頭のみなり握拳の上部四指のみにて殆ど二尺もあるべく握り給ひる立正安國論はその長さ七尺はどもこれあるべく竣功の日に到らば其空前の壯觀たるは此一小部を就て知るを得べしと而して是等既成の分は來春東京に於て紀念祭執行の當時木型の粗立と共に諸人に拜觀さすると云ふ蓋し偉觀ならん銅像の實蹟既に如是なれば博多灣頭蒼穹を衝き碧波を踏で屹立するの日は將に近きにあらん矣

外編 附錄

(一) 諸大家の論評

日蓮上人其人の月旦は世既に定評あり之が銅像建設に對しても諸大家の論評亦甚だ少いとせず今左の數氏の口吻を寫して學者間に於ける思潮の如何を知らしめん宗教界の論客として知られたる

中西牛郎

氏は日本之柱第三號に紀念銅像建設せざるべからずと題し曰く高祖日蓮の紀念銅像を博多建設するの必要は果して焉くにあるか是れ日宗信徒の信仰を培養せんが爲めか將た高祖大士の盛徳大業を海内に明にせんが爲めか曰皆非なり試み高祖の垂訓を聴け

濁レル水ニハ月住マズ枯レタル木ニハ鳥ナシ心ナキ女人ノ身ニハ佛住ミ給ハズ法華經ヲ持ツ女人ハ澄ル水ノ如シ釋迦佛ノ月宿ヲセ給フ譬ハ女人ノ懷ニ始メタルニハ吾身ニハ覺エテドモ月

漸ク重ナリ日モ屢過レバ初ニマサカト疑ヒ後ニハ一定ト思フ心  
 アル女人男子女子ヲ知ル也法華經ノ法門モ亦カクノ如シ南無妙  
 法蓮華經ト心ニ信ヲ置レバ心ヲ宿トシテ釋迦佛懷マレ始ハンヲ  
 テドモ漸ク月重ナレバ心ノ佛夢ニ見エ悦コバシキ心漸ク出來シ  
 候ベシ

嗚呼是れ眞正なる佛教信徒が心の情態にして、日宗信徒たるもの亦  
 復た此の如し、眞正の日宗信徒はその心中に於て日蓮を見るなり、日  
 蓮は彼等の心に住するなり、乃ち彼等は眼に突元たる百尺の銅像を  
 見て觀感興起せざるも、本化高祖日蓮大菩薩は猶ほ儼然として彼等  
 の心に在るなり、然らば日宗信徒の信仰を培養するが爲めに此紀念  
 銅像を建設すと云ふが如きは抑も又愚の至りならず哉  
 然らば此紀念銅像を建設するの目的は高祖の盛徳大業を明にする  
 よあるかと云ふに是れ亦た然らざるなり、夫れ高祖世に在り！時に

於てすら三類の敵は群起して之を攻めたり、正法の友たるものは邪  
 法の敵たらざるを得ず、彼れ淨土也、眞言也、律也、に高祖の爲  
 に彈阿せらる彼等にして、頑然所守を變せずんば亦焉んぞ高祖の敵  
 たらざるを得んや、高祖在世の時猶ほ然り、況んや今日にありてをや  
 高祖の盛徳大業歴史之を特筆大書す、悠々たる七百年の歲月之を記  
 應す、日宗百萬の信徒之を欽仰す、而して他宗他派の我が日宗に反對  
 するものは猶ほ種々誹謗の言を放ちて高祖の盛徳大業を傷けんと  
 する也、然らば今や玄海の岸、博多の濱に突元たる千高尺の巨像を建  
 設したりとするも、豈に是等の徒をして一朝我に服従せしむるを得  
 んや

然らば高祖の銅像は既に日宗信徒の信仰を培養するが爲めならず  
 又た高祖の盛徳大業を表するが爲めならずとせば、將に何の爲めに  
 數萬圓の鉅費を抛ちて此紀念銅像を築く乎、曰く是れ日本帝國が一

大危難を免れたるの紀念のみ、夫れ區々たる吾人船に乗じて海上俄に狂颶に遭ひ、雪山崩れ、帆檣折れ、一船將さに海底に沈まんとて幸に溺没の難を免るゝときは猶ほ或は當時の物を他日に存し、或は永く其日を紀念して祝盃を擧ぐ是れ人情也、彼れ元寇の我邦に於けるや、實に是れ一大狂颶なり也、實に是れ一大危難なり也、而して此既に溺没せんとする日本帝國の大船を救ひしものは果して何人なりしや、豈に我が高祖大士にあらすや、而して今や我が愛國の精神も富む日本國民は此の弘安の一大危難を追憶し、博多の濱玄海の岸に一大紀念の碑を建てんとす、是れ亦た愛國の至情に出るのみ、而して此救溺者此一大恩人の紀念銅像を建設し、當時日本の難船を救ひしものは即ち我が高祖大士なることを表示して天下後世に感謝する所を知らしむるは是れ豈に日宗信徒の最大義務にあらすや、是れ豈に日宗信徒の最大責任にあらすや、若し夫れ博多に元寇紀念碑を建つ

るものなくんば則ち止まん、若し元寇紀念碑を建つるものあれば亦た我が高祖の紀念銅像を建設せざるを得ざる也

前の大學教授

内藤耻叟

翁は全誌第十二號に題目の旗風再び外夷を靡かす、と題し先づ元寇旗曼荼羅の事を述べ前編に援載せり次に加藤清正朝鮮征伐に題目の旗を用ひて奇効を奏せし所以を説き而して曰く

凡そ人たる者は精神を奮ひて國家に服するは一時一旦に止まらず生前在世はのみあらすして死後數千年を過ぐるも之を天地の間に遺留して時に臨んで之を發して忠魂の靈鬼となり護國安人の大功をなさんと心かくるは固より大丈夫の本志とす、然らば則ち上人の素志凝固散せずして此精英を發せしも尤も以て欽慕すべきとなるべし、嗚呼、人の忠魂義魄一たび曼陀羅の旗に著はれて元寇を攘斥し

再。び。題。目。の。旗。に。著。は。れ。て。明。韓。の。兵。を。憎。服。せ。し。む。今。又。筑。前。の。海。岸。古。昔。元。寇。盛。戦。の。地。に。一。の。大。銅。像。を。建。設。し。て。其。義。氣。を。表。褻。し。海。内。の。志。士。仁。人。を。し。て。感。發。興。起。す。る。所。あ。ら。し。め。ん。と。す。昔。者。孟。子。古。一。の。聖。人。を。擧。て。其。百。世。の。師。た。る。を。稱。す。る。は。其。遺。留。す。る。所。の。精。神。の。大。に。人。心。を。感。動。す。る。を。以。て。な。り。然。ら。ば。則。ち。今。日。上。人。の。世。に。見。は。れ。た。る。功。効。は。誠。に。百。世。の。師。た。る。に。愧。る。と。な。し。

今。や。世。界。の。勢。は。常。に。西。洋。と。旺。盛。し。て。我。東。方。に。迫。り。侵。し。近。く。の。勢。あ。り。此。時。に。至。り。て。吾。東。方。の。國。民。に。し。て。赤。心。純。忠。眞。國。を。護。り。正。を。立。る。の。志。氣。な。か。ら。し。め。ば。安。ん。ど。彼。赤。髯。碧。眼。の。奴。輩。を。し。て。震。懼。せ。し。む。る。と。を。得。ん。上。人。は。其。精。神。を。死。後。に。留。り。て。題。目。の。一。旗。猶。大。明。百。萬。の。兵。を。し。て。震。怖。せ。し。め。た。る。に。非。ず。や。我。輩。生。き。て。當。世。に。あ。り。な。が。ら。彼。食。暴。傑。黠。の。外。人。を。し。て。怖。畏。せ。し。む。る。能。は。ず。と。い。は。し。實。に。生。甲。斐。も。な。き。次。第。と。云。ふ。べ。し。海。内。の。人。士。其。れ。希。く。ば。之。を。易。り。よ。

文學博士

重野安釋

君は先年龍口法難の虚説を唱へて日蓮宗と相敵時せしにも拘はらず上人の元寇に對する事蹟に就ては全然稱賛するものゝ如し流石は修史編纂委員だけに彼を以て此を誣るが如き小人の行爲を擧げず願る公平の態度を以て事に臨むは敵服の外なし君が本團寺に於て爲せる護國談の大意を某氏の著はせる元寇豫言書と云へる小冊に記載せる所を見るに曰く

私の論題は敵國外患と云ふのであります此敵國外患とは孟子の中より引出した語であります孟子の中に敵國外患なきものは國常に正ふとあります左すれば敵國外患と申して蒙古難の標などが常になげらねば國が亡びるか左標でありませぬ敵國外患は常にあるものと云ふ心を常に離さずして要心せよと云ふとでありますそれよ

り外のとを暫く述べて又た蒙古難の及ばし實に蒙古の興來は我が日本に取りては大難でありました。少くも云はれ日本國も殆んど危ふかつたのです。故に其後に至りても三四百年間は子供が泣く時に親が泣き止ませんとて蒙古來くくと云ふたことがあります。蒙古來とは恐ろしいと云ふとで詳かに云はれ泣けば蒙古と云ふ國より攻めて來るぞと云ふとであります。斯る大難の事でありましたから日本の人々は神官や僧侶やの差別なく皆な悉く大心配でありました。然れども是等は皆な其大難が出来てからのとです。日蓮上人は是と違ひまして九ヶ年も以前より此事を承知して時政府たる鎌倉公へ諫言せられたのです。即ち詳かに立正安國論の如くであります。故に又た今日となりても其立正安國論等の書類を指して元寇の豫言書と申すのです。日蓮上人を稱して元寇の豫言者と申すのであります。固に日本の柱石であります。日本國の本尊で

あります。斯く申さば或は疑ひ或は難する人もあるか知らねども拙者は數年間役目に於て之を調査し役目に於て之が斷接を下したのです。故に此事實に於ては日蓮上人の如く假令此首を龍の口に於て勿らるゝとも動かさないのです。尙ほ詳細に之を知らんとせば此伏敵編をお読みなさいと携へたる伏敵編を示す。二伍一什は此伏敵編に載せてあります。斯く述べて禮を下されました。斯く述べて終りとせられました。一

故貴族院勅選議員

杉 亨二

氏は重野氏の前に登場して(道德の話)てふ至極感かなる演題にて先づ三項に部別一は智慧二は法律三は道德と順次論鋒を進めて頗る本論に入るや

道德は國民生計の基礎であります。道德が盛んなれば國民の生計は

寛なり道徳が衰へますれば國民の生計が苦しくなる」と證を擧げ例  
 を引て最も細かに述べ終り遂に此處は宗教者に取らざる可から  
 ずと論じて而して漸く我が高祖大士の御事歴に及ばされまゝた乃  
 ち曰く「日蓮上人は千古の道徳を」と握にして此の日本國に誕生せ  
 られ以て之を日本國民に分與せんと務められたるありて其  
 證據には遺文録の中にも日蓮は法華經の使なりとありて併し私  
 は法華經と申す經文は如何な事を書た經文か未だ存じませぬ不  
 とも日蓮上人が身みづから法華經の使だといはれた所を以て考へ  
 ますれば法華經と云ふ經文は餘程奪き經文と思はれます何故と云  
 ふに日蓮上人は其當時の人々は暴れ坊主とより思はなかつた條に  
 見へますれども一代の事歴や言き遺されし誓願を今時にありて調  
 べて見ますれば随分尊きか聖人なり難有か上人で在たこと云ふこと  
 は儘に申して宜しいのであります所謂尊きか方で有たとは我々が

朝な夕なに片時も御恩を蒙らないことのない道徳を一握にして御  
 出現になりまして而して之を國民全体に分け與へんとせられたこ  
 とであります斯く述べてそれより中途に外の事を云ひ又々語を佛  
 教のことに及ぼして「今時の坊さん達も勿論此道徳の標準にあら  
 なければならぬのであります然るに私がザツト眺めて見まするに  
 各宗共に此道徳の標準にして耻かしくないといふ云ふ坊さんは至て難  
 ないのであります今日の如く道徳が衰頽して一も法律二も法律と  
 人為の法律を斯の如くに尊み以て是に厄介をかけなければ夫で世  
 渡りの出来たることも思ふが如きは實に嘆かすの限りであります  
 す希くは各位も此日蓮上人の眞似を爲されませ日蓮上人を道徳の  
 父母と尊み爲されませ

學士會員

山田安榮



氏の談話は此より後大阪演舞場に於て爲せし方詳細なれば當時余の筆記せし文を掲げて紹介せん氏の閱覽を経たるもの

氏先づ述て曰く予先史學上取調の用務にて九州へ下向せし序を以て清正公の本宗を篤信せられし事蹟を探らんと欲し本妙寺等も就て種々探研したるに大に其證據を得たりと事歴を畧陳して清正公の朝鮮より木村重勝を送りし書翰(うる山兵衛)本妙寺へ下されし書翰(新橋を依頼するの條大宋)等を示し斯くも清正公の本宗を篤信せらるる所以は他なり本宗の立義則ち他と異なり國家的觀念の厚くして國家に忠を致すべき軍人否日本國民の一般信仰すべき其宗教なること認むればなり(拍手)之を反して他宗の教理は所謂厭離穢土欣求淨土にして此主を捨てし彼土を欣ぶ實に國家に對する不忠の甚しき者にして又一の愛國者と欲するも得べけん哉と無量壽經二河白道等の論を引て辨難し則ち六百年の昔一將は大盤石の累卵に向て落來

るが如き勢にて汝が考たる元寇の時の如き皇國未有の一大危急に際しなから他宗教者の一人として國家を憂へし者なきを以ても證すべきなり(大場)蓋し之をらん予に於て未だ之を見ず然して當時の佛教如何と云ふに決して衰ふと云ふべからず甚だ盛なりなり然も其弊や漸く積て又救ふべからず則ち僧侶たるの本分を失して徒らに上騰し大名の如く公家の如く慢然傲然自ら下層の衆生と相違離して化道類廢す已れ樹頭に在て人を登さんと欲するも豈に得べけんや如是夫れ衆生に對して不親切なる者豈に又宗教家の本分ならんや然も猶假面を覆て權貴に媚び虚勢を張て國家の憂を知らず此時に當て嶄然一大教傑の出現する豈に夫れ偶然ならんや四國の剛言以て諸宗を折伏する豈に無理ならん哉立正安國以て天下を極諫する實に國家の柱石なりと安國論一二の文を引て本宗の立義を稱道し清正公の本宗を信するの意蓋し亦茲よりあらんと結着す(拍手)

夫れ本宗祖の卓見既に如是國家を先みして教を立つ實に國家に道  
 合するの立義にして國を思ふ者は宜しく本宗を信すべきなり本宗  
 を信する者は須らく國家を忘るべからず今や六百年の昔と事代り  
 國の四方は開放されて狼鯨の出入は自由となりぬ紙一枚の條約は  
 眞に是ら一朝破裂するに於て能く牙となりて彼を誅す能く盾  
 となりて我を守る者は果して何ぞや即ち各自の精神之なり然も是  
 の頼むべき精神是の憑るべき日本魂にして諸君は見すや彼れ狼鯨  
 の正に蠶食しつゝあるを世既に噴々之を傳ふる者あるも余の正し  
 く目撃せし事實にして諸君に訴へざるべからざる一話あり前年上  
 野地方に遊歴せし事ありしが狩野山麓の一小都市に耶穌教主義の  
 學舎あり折しも夜間幻燈會の企てありて余も旅窓の徒然に參會せ  
 し先づ畏多くも今上陛下の御眞影を映出して這は誰と問ふ  
 學堂答へて陛下なりと言へば然らば君が代を歌へと云ふに見

の能く頌する者なす次に映出せしは則ち見るも穢らはしき基督の  
 十字架なり學童に令して讚美歌を歌へと云へば聲に應じて一齊に  
 頌頌せり余之を見て不覺悚然として血涙胸を塞ぎ熱懷腸を煎るの  
 思ひあり則ち教もべからざる者を教へて教もべき者を教へず平生  
 の薰育亦思ひ観るべき耳聞く吾國の外教徒合して三十万の上に達  
 すと然らば則ち吾國三十万の日本魂は既に狼鯨の爲に葬られたり  
 と云ふも過言ならざらん乎嗚呼如是んば將に皇國を如何せん(滿洲)  
 又少く經濟談に涉る様なれ共吾國交通を初めしより常に輸入の  
 輸出に超過して吾財産の彼れに吸取せられし額は廿三年の調に於  
 て實に壹億六千萬圓に及ぶと吾國民たる者豈敢て戒せずして可なら  
 ん哉然り而して現今吾國の情勢を顧るに道徳てふ者は殆んど地を  
 拂ひ人心益々錯争紛逸して又拾收すべからざるが如し老子は大道  
 亡びて仁義起ると余は將に言はんとす仁義亡びて〇〇起ると豈に

嘆せざるべけん哉。道德の腐敗を治し、人心の統一を圖るは國家の必  
 用にして、又實に目下の急務とす。然も此土を捨て、我は西、我は東、  
 我は天上せんと云ふが如き各思ひ、の然も國家に不爲なる邪宗、  
 教家を、して之を爲さしむべからず。宜しく國体に相應する我日宗以  
 て之を養成し、之を企圖せざるべからず。(拍手)是余の切に本宗細素諸  
 君に向て希望する所なり。凡そ宗の自他を問はず、苟も本國民たる者  
 は一日も國家を忘るべからざるは余の説明を待すして明なり。甚だ  
 失禮ながら諸君之を見られよとポケットより差出されたるは、彼  
 の東京第三十國立銀行の通用紙幣なり。此の幣面に、畫きたるは、則ち  
 弘安元寇の役にして、世の通寶たる紙幣面上に、描出せし精神は、則ち  
 如何吾國民をして、寸時も護國の精神を忘れざらしめんの意に他な  
 らず。(拍手)其他、神功皇宮を奉寫する等亦同意なり。云々人の氣附さ  
 る最近の比例を舉て示されしは、又一畫の妙味ありし幸ひに本宗教

理の國家觀念に厚き之を奉信する細素諸君の護國心に富る實に國  
 家の干城にして、宗祖上人の恩養永く忘るべからず。今回博多の地に  
 紀念銅像の建設ある豈に偶然ならん哉。願ふは本宗細素諸君益々奮  
 發勵精以て完成せられん事を然り而して、之を建設するの意決して  
 本宗の金満を誇揚するに非ず、僧侶の勳勉を表示するに非ず、將又日  
 本の美術を誇張するも非ず、要する所過去の大義心を發揚して、未  
 來に之を求めんとする者吾宗祖の大義心は決して六百年の上古よ  
 止まらずして、千万世の下に流る所謂日蓮が慈悲廣大ならば、南無妙  
 法蓮華經は万年の外未來までも流布すべし。日本國一切衆生の盲目  
 を開ける功德ありと諸君夫れ之を思へ。宗祖の東よ起て西よ終るも  
 亦不思議と云ふべき耳。(大唱采)實に榮譽なる道場を汚して惡言を陳  
 する如是云々

故國圖縣知事

氏が五十七年の九月博多公園地事務所に於て爲したる談話の一端に曰く

凡そ國家を平安に治め國民の精神を發達せしむるには、歴史上憂國の實跡を事物に顯現して良心を感動せしむるに如かず、今般博多東公園に於て一の元寇紀念碑と銅像紀念碑と建設するは實に福岡縣の名譽である、嘗に福岡縣の名譽のみならず日本全國の榮光此紀念銅像建立の次第に依て、西洋各國まで皇威赫々たるの基ひを開く者にして、則ち一時に止まらず、幾万年の後までも日本國民の英氣外人を以て震伏せしむるは實に愉快の事と云ふべし、遠く六百年の昔に遡りて宗祖上人の事跡を追考せば、流石宗教改革の卒先家と高評すべし、偉業實に感服するに外ならず、然し日蓮上人を信仰する衆は未萌を前知する故佛であるイテ神であると喋々せり、或は又反對者の

一部分として日蓮は蒙古と通好して日本を亡す心得で在た實に憎むべき國賊である、杯と云へり、嗚呼又何の謂を道理的より考れば、兩説共に誤解ならむ、如何となれば、凡そ此の社會たる者は盛衰強弱常に脱かれざる所なり、それ故太平極度に達すれば衰頽必ず裏に萌すは言を待すして知るべき也、宗祖の時代たるや、北條九代鎌倉に幕府の權を張り、威勢傲慢實に飛ぶ鳥も落る斗りの勢ひなるに、入家九宗の僧徒徒らば武門に媚び、幕府に諂ひ、天下の盛衰も意とせず、自ら王侯の傲りを極む、所謂虎の威を假る狐の如く、是を以て万民擧て將軍在る事を知つて、天皇あることを知らず、當時社會の有樣實に驚愕するに外ならず、則ち太盛の極度なり、裏に亂機の自ら彷彿たるあり、日蓮上人不凡の活眼を開て、此の時勢を觀徹し、内憂外患の凶兆を察し、給ふ豈に敢て偶然ならん哉、然るを上人を信する徒は不思議と云ひ、生佛と云ふ者は過ぎたりと云ふべし、國賊と云ひ通好と斷する

六老僧第六日  
持上人眼疾朝  
鮮遊化して  
授ずる所を知

他徒は又た及ばざる者と云ふべし然しながら六百年以前の當時に於て宗祖自ら毅然として忠君愛國の精神を以て威光煥くが如き北條幕府に向て諫争し兼て日本國民の迷盲を折伏致されたる其の非凡なることは余も深く信じて疑はざる所なり宜なる哉蒼茫万里の波濤を蹶て遠く海外に化遊する者疾く既に上人の門下に出ること又以て上人平生薰育の存する所深く察するに餘りあり云々

(二) 佐野師の略歴

佐野前關北越の人安政六年二月十八日を以て江戸邸に歸る稍長じて淺草吉野町正法寺に投じ佐野日遊に師事す明治四年十一月廿一日得度受戒す八年十月教導職試補を拜命し全年大教院に入る九年十二月年十七にして淺草正法寺に住職す十年三月大教院九級科卒業す轉じて私分第一區中教院に入り十四年六月を以て下等學科卒業榮裝を授與せらる爾來京都に遊學し尋ら他宗學を修む十八年五月訓導に補

韓の聖明王佛  
教を我國に渡

朝以來嚴禁し  
て僧侶を京寺  
院に入れず

せられ全年八月超て權中講義を拜す廿一年本間海解師と共に合末論を唱へ宗制の改革を謀らんとして成らず廿三年六月特選を以て今地に轉住す偶々元寇紀念碑建設の舉あり里見日晴等と事に與り後遂に宗祖銅像建設の義を發起するに至る爾來東奔西走門を過て入らず梅風沐雨克く艱難を堪て今や大事半は竣功を告ぐ實に師の勳なり明治廿七八年日清争を交るの起因は朝鮮に在り其國の亂るも素より政治の如何に存すと雖も宗教家より之を視れば主として人心の統一を欠き國家の元氣阻廢するに因る朝鮮と我國元と佛教の交誼あり豈に傍觀するに忍びん哉と廿八年春管長の特命を請て朝鮮に使し法華經及安國論等の書を獻す尋て朝廷に論し僧侶入城の禁を解く八道の諸僧を會して報國新講會を舊大關内に開き六月廿五日を以て歸朝復命す是れ師が事歴中特筆大書すべき事項なりとす前是六月五日權大講義に補し廿九年六月超て權僧都に叙せらる

も自ら權中講義に甘んじ敢て請ふ時漸く宗務弛廢一僧階濫授の弊あるを以てなり資性豪邁事に臨んで機敏宗界の電光石火を以て擬せらる而して温乎たる寛容自ら人を懐くるの風あり行止磊落曾て登壇説法す科注函より悉く乾魚の串に劈き一物を捧げて揚々譬説又憚る色なし人其粗放に驚く師が物に拘はらざる概ね此類又以て其風采を知るべきなり

### 補足 從卅七年 運動及實蹟

本編に於て説明せし如く竹内久一岡崎雪聲氏等の苦心に於ける銅像木型及首部の鑄造竣成せるに因り東京深川淨心寺に於て卅二年五月廿三日より三週間を期し木型の假組立を爲し一般信徒の拜觀を許し且つ前管長小林日董師等の發起にて護國彰徳會あるものを組織して専ら元寇殉難者の紀念祭を併修し大に東都の氣焰を擧たるが、今一二項を逐ふて其盛況の一斑を記せば  
村雲尼公の親諭 東京寺院信徒の懇請に依り同殿下には右開會中京都より態々御出張の上元寇事歴宗祖銅像建設の理由に就き日々御親教あらせられたり右に付き畏くも陛下御生母に於ち中  
山二位の局愛子殿下より菊桐御紋章入大鏡及び副鏡二冊に若干圓の封金を添て御寄附相成り同勝子の方よりも同様の御寄附あり、其他

小松元帥の宮闕院の宮北白州宮妃殿下及女官の方々は四五名宛日々御参拜あり、九條一條細川侯爵等以下の諸華族方門前馬車の跡を斷ず實に一種の壯觀ありき、右の盛況に就き開期三周の豫定ありし所三日間延期して六月十六日結末の日を卜して元寇殉難追吊會を舉行せり大導師は前管長小林日董師にて稚兒音楽に連れ四十餘名の清衆を率ひ式後左の祭文を閱讀せり

### 修元寇紀念祭并弔文永弘安之役戰死士之女

維時明治三十二年己亥六月某日、護國彰徳會長小林日董、開一乘醍醐之法筵、以三歸一如之文、修元寇紀念祭、并弔文永弘安之役戰死士之靈、其辭曰、

我宗祖之生於世六十有一年、胸有特識、言有善龜斯道有統、僧俗有師、災厄有所期而不恐、辨論有所據而不移、譬如猛虎出深山、百獸震恐、天下靡然、莫不嚮風、而其言尤有信驗者、豫知蒙古之

來是也、嘗

龜山後宇多二帝時、蒙古忽必烈奮起朔漠之濱、深入長驅、并吞趙宋、遂欲奪我國、致使寄書、諭以招撫之意、鎌倉執權北條時宗憤其驕傲、執使誅之、文永十一年十月五日、戰艦九百餘艘、賊軍三萬人、直來攻對馬、時宗命守護代及諸將、各率兵赴難、死傷甚多、先是宗祖夙知有是事、裁書告執權及當路之士、不報、至此始服其言、竊致使請弔難之禱云、弘安四年六月、蒙古復將范文虎、以船艦三千五百艘、蠻軍十萬餘人至、我軍防戰敗之、龜山上皇親禱石清水八幡祠、又奉宸筆宜命于伊勢太廟、而宗祖嘗大曼荼羅、講獲益勉、秋閏七月甲子朔颶風大作、海水簸蕩、我兵因奮擊塵之、賊船悉覆沒破壞、得生還者僅三人、外寇遂絕、是雖固由時宗勇斷、諸將決戰之功、與歷世宗廟之威靈、而宗祖亦與有力矣、本宗有志者、爲元寇紀念、嘗募集十五萬圓其信徒、銅鑄宗

祖立像、立之福岡縣博多公園、像高三丈五尺、爽顏秀骨、誓欲攘賊、當日情狀、宛然如親、今其模型僅成、於是護國彰德會員相謀、自五月廿三日、至六月十二日、修元寇紀念祭於淨心寺、并弔文永弘安之役戰死士、

夫蒙古來我國、譬如百萬虎狼、在於原野、不可嚮邇而諸將能防戰之、以輝國家之光者、豈可不激賞而追遠乎、無鑿位辭圓頓醒翻之旨酒、飽開會不二之嘉肴以逍遙乎清淨無垢之樂園、嗚呼哀哉、尙享。

次に大槻如電山田安榮氏等の祭文あり、大槻如電氏は碩儒大槻盤溪翁の息にして今回の大會には特に幹旋の勞を取られ、其紀念品蒐集の事の如き専ら氏の盡力に成ると云ふ、此日氏は自ら大將として同志の徒五名古武士に粉し甲冑に大太刀佩て威風堂々實前に居列び祭文誦願せしは又一奇觀ありし、伯爵廣橋賢光子爵長岡護美海軍次官

齋藤實陸軍々醫總監石黒忠憲陸軍大佐福島安正文學博士大槻文彦前東京府知事富田鐵之助其他陸海軍人府市會議員新聞記者等數十名も亦參會せり。

元寇遺品陳列場は寺内七面堂より鬼子母神堂、廊架と設け陳列せり、其數百餘品尤も人の感懐を引しもの二三を摘めば

○蒙古首切塚

元筑前糟屋志賀島に建立しあり俗に蒙古首切塚と稱す豎一尺五寸幅一尺厚さ五寸位にて石質は豆州青石の類形は二基並べし如く表面に梵字様のものあり

○蒙古礎石

半折れにて長六尺幅は太き處にて八寸厚八寸位石質は相洲小松堅石の類にて筑前博多櫛田前町梅崎源吉の所有にかゝる

○蒙古兜二



一は筑後國本佛寺の所藏にして鐵臺に金銀象眼の龍を描き出たせる精巧のもの一は荒木平八氏所藏にして鐵無地のもの

○蒙古半弓 長短二張

一は松本順氏所藏一は富田省三氏所藏長短共に鐵臺へ黒漆を塗りしものにて長さ方は二尺五寸程短き方は二尺程あり

○蒙古小銃

馬島杏雨氏所藏之れは鐵製にて長さ五寸許りのもの

其他醍醐天皇敵國降伏の御宸翰 河野通有所有の旗具足 竹崎季長の繪巻物等又可見の價値ありし。

東都大會は如是晝は安國論の講壇に宗祖の威風を忍び夜は同地物の萬燈に末法の冥暗を照すが如く諸講社の旗差物は空を覆ふて蒙古賣の夫れにも似たらん團扇太鼓の音は徹宵夢に入て宵ら騎鼓の如かりし、義捐金の如きも伊東茂右衛門氏の五百金を始とし多數の寄附

ありたり。

次で名古屋は七月廿五日より十五日間大阪は九月廿三日より廿日間舉行したるが當地は始より銅像熱の盛んかりし所とて一層盛大に舉行せられ村雲殿下の親教もあり紀念祭紀念品等も同様にて紀念祭當日には市助役平沼淑郎氏始め師團將校諸氏も各参拜焼香せられたり次に岡山に於ても備前法華の名ある所とて十一月十九日より十八日間達昌寺に開會せり運善も開會中一度の雨なく日々草鞋脚絆掛にて近國近在より参拜する者萬を以て數ふべく特に中日の追吊會結日の總供養日は一層の混雜にて此日餘興として吉備舞樂あり。吉備舞樂は當地獨得のものにて他に類例なきもの然れば典古杯苴だ八釜敷當人とも雖も容易に見る事の出來ざる舞のよしあるが這度は他からぬ銅像の事あり特に千古の勇士を吊ふる祭りの場あればとて山の上氏(本宗の信者)が一方からぬ奮發にて催ふ事とはありたるよし一見

するに成程古禮正しく恰も能に似たるものにて戯はあけれと琴の妙音妙手あるには誰人も感せぬもいなく少女が着付と云ひ舞振の高尙優美あること實に欺稱に言葉をし樂譜は(櫻井遺言)(豊公破神樂)(作樂譜)(小督)等種々あるよし結日には高崎知事を始め書記官夫妻以下の高等官市會議員各學校校長等悉く參集井筒是寬師一場の説明演説を試み大に喝采を博したり。

廣島は岡山に反し安藝門徒の名ある所日蓮宗の勢力至て微弱あるにも拘はらず千載一遇の盛事見逃すべきにあらずと有志者の懇望に任せ左官町妙頂寺に翌年の二月十一日より十五日間開會する事とはあれ信徒の少數ある丈け隨て反抗心も強く人氣は十二分に昂れり爲に眞宗は聊か狼狽の氣持にて其劇場に眞宗の一代記を演ずる杯笑止の他はあかりし、岡山にて好評ありし吉備舞樂は當所にも開演せられ是が本家たる岸本芳山上頼治一家を擧て出張せし事とて又一層の

感動を興へたり、師團兵士及學校生徒は日々隊伍を組で參拜し、紀念祭日知事以下師團將校縣市會議員新聞記者等の招待に應じて參集せる者例の如く豫想外の盛況ありし。

而して此間木型に對する各新聞の批評二三に止らずと雖其最も詳悉せる者岡山日報に如す全紙曰く

日蓮上人没後已に六百餘年の星霜を経たる今日法華宗の益々盛ある偶然にあらず上人一代の大主義とも云ふ可き立正安國論は實に元寇の豫言書とも云ふ可きものにして文應元年七月安國論を北條時頼に進めたるより弘安四年大曼陀羅を書する等上人の事歴は元寇と直接の關係を有すること論を待たず去る明治二十一年中福岡縣博多公園地に元寇紀念碑を建つるの企てあり日蓮宗僧俗有志も之と同時に上人の大銅像を元寇紀念碑と並立せしむべしとの企望を以て去る二十四年以來佐野前原氏等大に奔走周旋する所あり爾來九年を経たる今

日に於て全國日蓮宗僧俗一般の宗教的捐財を以て遂に右の大銅像を成効するに至りたるあり此銅像は身の長け三丈五尺臺坐を併せて一  
百尺の巨像あるが博多公園地に於ては之を建つる爲め廣さ八間四面  
深さ十五尺の地堅めをなし地中は盡くコンクリートを以て築きたり  
其彫刻主任は東京美術學校教授竹内久一氏鑄造主任は同校教授岡崎  
雪聲氏にして去る明治二十六年より彫刻に取掛りしもの由あるが  
上人の相貌を取調ふるに就ては主任者は全國各地に巡回し考証する  
べきものを集覽し講究に講究を重ねて遂に美事に成効せしめたり銅  
を用ゆること十七萬八千斤美術學校に支拂ひたる實費のみにても五  
六萬ある由蓮昌寺にて參觀に供するものは右の銅像の木型あるが像  
は左手に安國論の巻き物を持ち右手に念珠を把り直立したる者あり  
其面貌を覽るに兩眉の間隆狀を添へたる所双頬の豐肥にして緊口の  
兩邊に大波皺を現はしたる所眼光爛々として一世を睨倒するの概あり

り約して之を言へば沈毅にして膽略あり峻崇にして温敦ある所如何  
にも日蓮其人の斯くありしかを想望せしむるに足る西郷南洲の上野  
の銅像に付ては世間紛々の誹議あれども此日蓮上人の出來に至りて  
は申分あきもの由に聞けり云々也。

因に全紙の主筆は當代の名士屈山小室重弘氏にして詩に於て亦名あり  
嘗て宗祖に咏するの詩池上本門寺に在り佐野師請ふて幅どなし之  
を遺品陳列場に懸く其詩に曰く

千秋祖業是英雄。安國論成一世空。劔折青天飛霹靂。

幡翻紫海覆藤蘿。雲霞色映本門刹。金碧光含妙法宮。

遺跡登臨春欲暮。諸天咫尺雨花中。

次に文の紀行的にして對比の面白きもの護備日々に如す。則ち「巨  
像と小童」と題して曰く

終日反古堆裡に忙了せる我、一週一日の閑を得れば讀書を以て唯一

の樂事とあし大抵休日毎に或る冊子を讀み了るを我が日課とあすとあるが再昨日の日曜は小兒等の切に賭うて已まざるまゝ牛につられて善光寺参りの夫からで妙頂寺へと出掛けたり、妙頂寺には南無妙法蓮華經の太鼓の音に名高き日蓮上人の銅像の木型ありて其むかし元寇の我に來襲せんとするを豫知し敵國降伏の新禱をあしたる上人の高風想慕すべきを觀る、いはゆる念佛無間禪天魔眞言亡國律國賊とやら喝破したりし上人其人の面影はいかさま新やありつらんと之を仰いで感嘆措く能はざりき、小兒等は唯あれよくと言ひて其雄大なるに驚くのみ今や天下の人眼芥子粒の如く臙豆の如し、斯の若さの偉人は際に出づるあらばまた當に小兒等の驚く如く然るあるべし、嗚呼おもしろき哉をかしき哉、史上の一大盛事を傳ふるに此偉人を撰び此巨像を鑄て以て郡小の眼を駭かし臙を冷さんとす、是れ今日に於て洵に必要の事なり、往けや眼と臙との小さき人、ゆきて

此巨像に接せば神來の興おのづから到るものありて爾曹の廓然として悟るべき動機なきにしもあらず。巨像を拜して後更に若干の遺物を觀、堂内を一巡して門を出づるや忽ち雨に遇ひ委頓して歸り、去つて又一小童の臨地の技に秀づる者を觀る、小童姓を廣井今其名を逸す號を鐵石といふ、本年齡わづかに七歳にして書道に於ては已に造詣せる所あり、筆端龍蛇を走らし毫も窘縮の態なし、父號は松琴居を東横町に卜し逆筆の法を徒弟に授く、蓋し是れ習字の速成法、柳府姜手の人と雖も就て學ぶあらば既年あらずして得る所あるべしと云ふ然れども小童鐵石の如きはもとより天稟、彼はたゞに能書の人たるのみならず又能讀の人たり、それ兒童七八歳の者は否は概ね讀本の句讀だに能くせざるも鐵石に至つては然らず、自から書す所は自から讀みて更に溢滯するところまた一箇の麒麟兒と謂ふ可きあり。

われ彼の巨像を觀また此小童を觀る、一は則ち大を以て我を驚かし一は即ち小を以て我を驚かす、抑も我の常に世人に驚く所の者は其面の大あると其眼の小あるとのみ又其慾の大あると其膽の小あるとのみ、上人の像と奇童の技とに於ては然らず、その大その小共に凡常の及ぶ可からざる所の者ありて存す、乃ちたましく感ずる所ありて茲に之を記す(大愚庵誌)

次回は則ち博多にて四月十五日より三週間敷地前に高さ五丈五尺興行十二間の假小屋を設け左に遺品陣列場右に講壇場の設けもあり、今回は福岡縣の事業として縣會の決議の上になれる事あれば規模も一層廣大に九州各鐵道の如きも參詣者の便利を謀り總て二割引とし日の出新聞は廣告せる本紙三千枚を福博兩市に散布し其辭に曰く日本の日、日蓮の日、九州日の出の日、宿縁淺からず幾萬群集に見參し得たり、千代の松原日蓮上人木型除幕式の當日、三千枚を進呈

するは、法華一乘の妙旨、一念三千に因て也。と、又面白からず乎全紙の主筆鈴木天眼は岡本柳之助等と偕て日宗學林に學びし事あり故に佐野師とも又舊知己にて是の大會に付自ら博多に出張して盡力したるも偶然にあらざるあり然れば開會の當日より群集一方ならず平日閑靜ありし公園には似も付す諸商人見世物小屋等にて宛然新市街を形作し諸講社より寄附せし旗標幾十とあく立列ねたる様黄白の色は緑の色に映じ其爽觀他に見るを得ざるもの猶處々に積物ありて幾層の景氣を添へたり今其大概を數ふれば煉瓦七萬個(各信徒より奉納)檜炭五百俵、大東二千把、銘酒五十挺道は長崎の橋本清氏と吉井の萩尾常太良兩氏の寄附あり孰れも假小屋を仕設ひ立派に飾られたり元寇遺品の如きも日を經に從ひ次第に其數を増して(當時朝廷より八幡宮へ奉納の太刀)(賊艦使用の水壺)(北條時宗の肖像)(宇都宮貞

網所藏の陣鐘（水城水門の古木）（太宰府都府樓の瓦）等新に加はりて坐る愛古家の目を喜ばしたり。

時恰も箱崎八幡宮の千七百年祭と遇中せしも奇と云ふべく兩々相對して三周の期日無二の盛況を以て閉會を告ぐるに至る、嗚呼日蓮大士と八幡大士在世因縁の淺からざるものあり以て今日に及べるもの乎、仰で信受すべきあり。

偕て實蹟の經過は如何、御臺坐煉瓦工事は卅四年十二月十一日を以て全く竣工を告げたり、銅像の御胴体以下は左の順序を以て佐賀市長瀬町谷口鐵工場に於て鑄造を了れり。

- 第一回 御 襪 廻 明治三十四年一月十日鑄立
- 第二回 御 左 袖 明治三十四年十二月十二日鑄立
- 第三回 御 左 袖 明治三十五年一月三十日鑄立
- 第四回 御 右 袖 明治三十五年三月廿四日鑄立

- 第五回 御 右 袖 明治三十五年四月二十九日鑄立
- 第六回 御 胸 部 明治三十五年十二月二十日鑄立
- 第七回 御 胸 部 明治三十六年二月九日鑄立
- 第八回 御 腹 部 明治三十六年三月二十五日鑄立
- 第九回 御 腰 部 明治三十六年六月十五日鑄立
- 第十回 御 腰 部 明治三十六年八月十一日鑄立
- 第十一回 御 膝 下 明治三十六年九月廿四日鑄立
- 第十二回 御 膝下及衣一部 明治三十六年十月廿八日鑄立
- 第十三回 御 裙及圓座ノ一部 明治三十六年十二月十日鑄立
- 第十四回 御 圓座前ノ方 明治三十七年一月十三日鑄立
- 第十五回 御 裙及圓座ノ一部 明治三十七年三月廿九日鑄立
- 第十六回 同 上 明治三十七年五月廿二日鑄立
- 第十七回 同 上 明治三十七年六月二十日鑄立

場主谷口清八氏は日宗の篤信家にて千載の壯觀たる此大像を自分に  
 鑄造する如き無上の榮譽ありとして切に懇望せられしより博多大會  
 後同氏に委託する事とはありたるよし、而して此日本否世界無比と  
 も云ふべき大像を鑄造するには相當完備せる工場あらすんば無論克  
 はざるあり、今谷口鐵工場の規模の廣大なる事及び器械の完備せる  
 事實は予輩の喋々するを要せず去る卅四年四月廿七日藩藩主鍋島直  
 映侯爵が特に同工場に臨れ下されたる賛辭にても知るを得べし曰く  
 「兼て佐賀は實業不振とのみ聞き居りしが此工場の盛況は實に意外  
 あり次回歸郷の際には必ず今日に倍するに至らん其折は又重て立寄  
 るべし時に工場に電燈据付の如きは佐賀市内文明の利器使用の率先  
 者あり」云々、其他福岡日々等の諸新聞が記事に依るも同工場が如  
 何に繁盛にして光榮を保てる乎を知るを得ん、其近況報道に「谷口  
 鐵工場の三大工事」と題し掲げて曰く「例に依りて繁榮の運命を有し

つゝあるは世人の知る所あるが同工場が三大受負工事即ち龜山上皇  
 の御銅像、日蓮大士の銅像及び鍋島開叟公の銅像の鑄造は同工場が  
 名譽の受負と謂ふべし獨り同工場の名譽たるのみならず九州各縣に  
 幾多の鐵工場あるに關せず以上の如き大鑄造工事に至りては谷口鐵  
 工場に待たざるを得ざるは榮莫たる佐賀市の實業界に立て異采を放  
 つものにして之を佐賀市の名譽ありと言も可あり  
 然り洵に佐賀市の名譽あり谷口氏の光榮あり余輩日蓮宗祖の門下生  
 として其宗祖の銅像を鑄造するに他人の手を假らず一門の手に於て  
 是を成じたるを誇とする者あり、今や記事を畢らんとするに茲み谷  
 口氏に向て大に過去の辛勞を謝せざるを得ざるあり。  
 而して猶全所に鑄造しつゝある 龜山上皇の銅像とは如何なる者ぞ  
 是れ日蓮銅像と相離るべからざる元寇紀念の御多にして巖に湯地丈  
 夫氏の發起に係る所謂元寇紀念碑の變化せしものあり其丈一丈六尺

にして鑄造地金は重に日清役の際我艦に轟沈されし敵艦濟遠の材料を以て之に充てたりと云ふ豈又愉快ならず乎。之が鑄造委員長は全じく佐野前副帥にして軍國多事の折柄其竣成期を早め來る十一月八日日蓮銅像と同日同時を以て之が除幕式を行ひ續て翌九日より三十日間村雲殿下を始め總本山四大本山及全國僧侶を賓前に會して一大國議會を執行すと云ふ豈又盛んならず耶。

嗚呼元寇紀念日蓮銅像發起してより十有五年其間何ぞ外寇事變の多き數へ來れば日清戰役北清事件今又日露の一大戰爭に際會して茲に全く其成立を見んとす。上人と外寇實に相終始して立てるも奇ならず乎。而して昔も今も戰ふ毎に奇捷を博し金匱無缺の國體を以て微瑕だも印する能はざらしむる所以の者素より天皇陛下の御稜威と將卒國民の忠誠とに因とは云へ黒子の島國民が地あり財ある大陸國民と拮抗して不思議的全勝を收むる所以の者聊も又他に遺く由來す

る所あくんばあらず、請ふ我國民たる者須らく古今に幸多き國家の隆運を祝すると共に又深く思ひ幽冥の間に運らして考慮する所あくんばあらざるあり、只夫れ發起及同志者諸帥の少數扶けあきにも拘はらず長日月の間能く萬難を排し千艱に堪へて豫定の如く宗家否國家的一大事業を遂成したるの功勞に至ては又銅像と共に永く滅せざるものあり噫諸師が漲げる熱血諸人が捧けたる忠誠は長へに百尺の銅像と成りて博多灣頭風清く波靜あるの地に屹立し了せり余輩亦諸人と共に嘔歌して止まん。喜べや諸人日本の柱は茲に其礎を固めたり、縦しや玄海の波再び湧くとも、荒戸の雲三び起るとも鎮然らん大像は千代に榮ゆく御國の柱來れや佛獅又露鷲縦しや百萬の大軍ありとも三千餘艘の軍艦ありとも人々心つくし瀉鑄たてまつれる銅像は鋼鐵よりも堅しと知れ仰ぐ御姿百尺の高きは優に夷狄の暴威に誇る鼻柱摧さ了せて餘りあるべし。



多ノ公園ニ舉ゲントス  
 因テ惟フニ現時ノ國難決シテ文永弘安ノ兩役ニ讓ラズ捷報奉ニ天  
 關ニ達スト雖モ宗祖ノ垂貽セシ禦侮折衝ノ宏範ヲ願フニ警策愈々  
 新ダチル如キヲ覺フ爰ヲ以テ鳳詔煥發以來數次國禱會ヲ修シ平和  
 ノ克復ヲ冀フト雖モ前途尙ホ豫メ知ル能ハズ故ニ來十一月宗祖銅  
 像除幕ノ式アルヲ幸機トシ其九日ヨリ向テ三十日間併テ更ニ大國  
 禱會ヲ行ヒ以テ海岳ノ國恩ニ報答セントス宗門ノ緇素有志宜ク是  
 旨ヲ贊シ奮テ會同スル所アルヘシ  
 右諭達ス

明治三十七年七月八日

日蓮宗管長大僧正久保田日龜

斯くて此の除幕式は國禱と共に一宗の虔修すべき大盛事となり

出席員 日蓮宗管長大僧正 久保田日龜殿

總本山身延權大僧正 豊永日良殿

大本山本國寺權大僧正 旭 日苗殿

大本山法華經寺權大僧正 梨羽日環殿

大本山妙顯寺僧正 河合日辰殿

門跡村雲尼公親下

其他 日蓮宗各本山全國寺院出席

の上にて除幕開眼式、皇軍勝利國禱會執行の揭示は問もなく全國に  
 行き渡りて未曾有事と嘆稱せしめぬ  
 時日も漸く迫り近きければ全國寺院信徒の重なる人々を始め福岡縣  
 を中心として近縣の公官吏新聞記者紳士等に案内して通牒を發送す  
 ること殆んど三千餘通に及び、事務所には六月以來引切らず石工番  
 匠工夫人夫等二百餘人の職工を督して内外の準備工事速がせつゝあ  
 る有様は鐵鎚の響、打釘の音、人馬の喧嘩、サナガラ戦場に異らず

公園内には縦横に輕便軌道を敷き石を運ぶ木を運ぶ砂を運ぶ土を運ぶ貨物を運ぶ行き違ひ行き逢ふ恰も銀座街頭に異らず其規模の壯大なる準備の行き渡れる驚くの外なく日々費す所幾百金なるを知らず是非とも期日の間に合せざる可らざる建物のみにてても九間半の三間半なる舊事務所の外

○新たなる建築物

を左に列挙して如何に新準備の大規模なるかを示さん

- (梁間) (桁間)
- 七間 三間 影響室(廿一坪)
- 六間 五間 仰寶堂(三十坪)
- 三間 二間 同別室(六坪)
- 十二間 七間半 元寇紀念館(九十坪)
- 七間 六間 食堂及厨場(四十二坪)

- 三間 四間 紀念館向拜(十二坪)
- 九間 六間 國禱壇(五十四坪)
- 一間半 一間半 荒行堂(二坪半)
- 三間 三間 參拜所(九坪)
- 三間 二間 札場(六坪)
- 七間 三間 參籠堂(廿一坪)
- 八間 二間 供物所(三棟)
- 此三棟(四十八坪)
- 四間 六尺 下足小屋(四坪)
- 十六間 廻廊(十六坪)
- 二間 一間半 浴室(三坪)
- 總坪數 三百六十四坪半 外に三十二坪舊事務所
- 共用便所 八ヶ所 板塀 十四間餘 竹垣 百六十五間餘

豈に亦盛ならずや

○盛装せる公園

國道を距て銅像敷地に至る一百八十間の松林横さまに通ず三道博多町端より十數丁に涉り十字交父の松間に樹て並べたる「祈皇軍勝利の白地黒書、紫布白字の旗數千本宗助國竹崎季長大宰少貳入道覺慧」を始め文永弘安の兩役に國難に殉したる鎮西の將士數百名の氏姓を書したる旗其間に連り樹梢高く金風に翻々たる有様、日月の曼荼羅を高く指上げ宇都宮貞綱先陣として三萬餘人の軍勢潮の如く筑紫に向ひ家々の旗指物數を盡して博多灣上に押立て多々良濱邊の浪を蹴破り押寄せ來る敵軍を今や遅しと拳を握り腕を扼して控へたる光景に似たり

先きに各地に派遣巡歴せる布教員事務員前後して來集せる頃は已でに十月を過て其月となり終日竟夜の忙劇に日は愈々迫り來て五日を

過き六日と云ふに天候一變寒氣加はり風強く雨烈しく松嶺潮濤咆る如く號ぶ如く朝來至夜其の風色甚だ暗愴千軍の矢叫びか萬馬の鐵蹄一時に轟き來るか降り續き吹き荒み其勢ひ世上の穢がれを洗ひ去り吹飛ばし天地の物色一點の汚埃も拂ひ盡さでは止むまじき光景にてナント此のさむさはと人々の身を縮め手足を龜めて戰なく様の謗法禁斷悔悟の嚴令群小の膽を冷さんす聖像の威烈にや去るにても斯て止まずば八日の式日如何あらんと案じ煩ふ人もありしが二日一夜さしもの天氣一時に風ぎ霽れ天地恢廓風色清鮮、天漢一片の雲を止めず十里松原一點の塵埃を見ず底の晴穩、天龍供養し鬼神擁護の致す所、人天の感應何ぞ疑はん東西より馳せ集れる僧衆既に百人を超ゆと云ふ

○文明の利器皆具はる

此地博多と箱崎との中間にありて四方より來るもの凡そ此の兩驛の

停車場に乘降せざるを得ず一は過ぎ一は未だしさまでの遠距離と云ふには非れど出来得るならば此邊にて乗降自在ならざるものにやと銅像敷地撰定以來人々言ひ合へりしが料らすも本年七月鐵道會社の都合上聖像の裏手一丁計りの吉塚に新一の停車場を設ざる可らざる場合となり終に其地に一驛を置きたるに此度大會の設備として聖像の前後通路の左右に數有の電氣燈を點し電話を引き付たるに驛邊局にては事務所近く千代村に郵便局を新設することとなりたれば文明の利器一時に具備し行人遊客の稀なる寂寥の地何に一つ不自由なきに至りたるはいとも奇なりと云ふべし

博多より石堂橋を渡りて公園に至る通路の入口には自他宗の別なく晝は國旗夜は獻燈と花書したる軒燈戸毎に賑はしく千代村の又道に大なる歡待門を設けて公園の入口を飾りたるなど町民の注意も行届きたり、準備も茲に至りて畧ぼ成れり

管長祝下は牧口加藤等の隨行者を従ひて橋口町勝立寺に、村雲尼公は令扶を従ひて蓮池町法性寺に諸本山は不老館に各々兼て用意せし宿舎に入り給ひぬ、式場警固の警吏三十餘名新に設けたる宿直所に入りて夜の明くるを待つ廣集雲來の信徒觀客は如何に福博の市を賛かしたるかソハ省きて明日の待たる式場を記することとすべし

○晝の式場と餘興

譏唇紛として嘲舌羅たる内外の間に立ちて十有五年千挫屈せず萬折撓まざりし豪邁の主任と熱精なる諸同人が夜明の星の影淡く漸く紅を潮する曙光を待てる十一月八日は既に博多灣頭風澄み氣清き千代の松原の濱りに展開せられたり其式場は如何に

聖像を中心として立て廻らせる五十間圓形の矢來は嚴重に高さ一丈を餘りて結び上り、國禱壇は高く其前面に築かれ聖像の四面は紅白の布片を以て包まれ四尺二寸の花紋燭、二尺七寸の金銀の神酒鉢、

面五尺横三尺 青銅を以て鑄成(價七百圓なりしと聞く)したる香爐を  
始め寶前の設備はや調ひ豫定の時刻稍や迫る、此間の光景黒田侯爵  
の祝詞を藉りて之を見よ

十里松原、千古の緑深く、多々羅の秋色、長へに弘安の昔を語り  
て、松吹く風も、磯打つ波も、自から當年の矢叫かど聞きなざる  
博多灣頭に、巍然たる元寇記念碑は建設せられたり。

惟ふに、元寇の役は、我祖先が盡忠報國の大義に殉じて、大和武  
士の好典範を千古に傳へたるもの也。爾來國礎愈々堅く、外寇の  
來りて我が邊境を窺ふもの無く、以て明治の聖代に及びたるは、  
其由て來る所深しと云はざる可らず。

今や日露兵を交へて、旭旗の向ふ所敵なく、懸軍長驅して既に遼  
陽を畧し、旅順の險要亦將に我有に歸せんとす、これ一に  
我皇陛下の御稜威に由ると雖も、抑も亦出征將卒の忠勇にして且

つ義烈なるに歸せざる可けむや。

然れども日露戦争は我國の歴史ありて以來未だ曾て見ざる所の大  
戦争也、渠れの死命を制する乎、我れの國力を糜する乎、猛然た  
る大決心を以て此危局に監まざる可らず、嗚呼我等は我等の祖先  
が元寇に對せし愛國心と忍耐力とを以て、此時局の終を完うし、  
我祖先の子孫たるに耻ぢざる大覺悟を要するの時に非ずや。

會々元寇記念碑の除幕式あり、胸中の感慨新たなるを覺ゆ、即ち  
數言を述べて祝詞に代ゆ。

明治三十七年十一月

侯爵 黒田長成

戦争と聖像其縁何ぞ奇なる建設發起の議起るや東洋の風雲忽ち急に  
日清事件となり今や日露互に死力を致して列國環瞻の中に其雌雄を  
決するの秋に膺て其成を告ぐ果して如何なる相容を以て此の海門に  
立せ給ふべきか其法會の儀式は

差定

除幕式

一午後二時

煙火三發

着席用意

一同三時半

天童入場

一同三時

出樂吹奏

一同着席

正式

一道場偈

誦經 十如神力品

此間 中樂吹奏

一除幕

一祝文 管長祝下

村雲尼公

以下來賓

一久遠偈

五鳴題

一回向

一奉送文

退樂吹奏 一同出場

餘興 投餅 祝宴

以上

而して來賓の重なる者は細川侯爵令嬢黒田侯爵代理河島知事書記官  
 高等文武官各市長各地郵便局長國縣市町議會員參事會員等無慮一千  
 餘人席定まるや合圖の號砲と共に煙火の音碧漢を裂くばかり一百餘  
 人の僧衆は法裝巍々紀念館の兩側に整列し管長祝下の臨場と共に肅  
 々として歩を式場に進む、村雲尼王は菊花御紋章の御裝服に兩隨身  
 令扶等十餘人を率ひさせられ佐野主任の先導にて別座に就かせらる  
 四十餘人の天童は先きに來りて聖像の脚下に侍坐す、曉々の音楽は  
 琴々の鼓聲に和して梵音朗らかに誦經終るや、尼王祝下起て徐々臺

上に玉歩を移し、恭しく曲躬低頭の敬禮を施し、紅白絞綱の引綱に御手のかゝるや、撥然一間大幕三方に撤啓し、聖像巨然巍峨として、雲漢に顯現す唱題の聲式場の内外に充溢せる數千の信徒異口同音梵天帝釋も來下すべく、八部の天龍鬼神虚空に群集せりとを思はれぬ頃、て祝文奉頌の時程に入り、管長親下進みて拈香一瓣、至心精信の音容を以て左の一篇を朗讀せらる。

宗祖銅像除幕開眼祝禱之辭

維昔弘安ノ年元兵大舉シテ來リ寇スルニ先ツコト二十有一年吾祖日蓮大聖人熱烈至誠憂國ノ血涙ハ凝テ立正安國論ノ大文字トナリ國家ノ大難ヲ未萌ニ豫言シ執權北條氏ニ苦諫スルモノ三次鎌倉街頭毒鼓琴々慈訓循々以テ顛倒橋恣ノ濁末ヲ警醒スト雖モ閻國惑耳驚心却テ怨嫉ヲ加ヘ譎戮一再ノミナラス然レモ言々徵アリ、蒙古使ヲ通シ遂ニ侵迫ヲ敢テス時宗大ニ駭キ宗牒ヲ奉リ惟康親王攘

災ヲ請フニ到ル

抑モ大聖人ノ立宗ハ本門ノ戒壇ヲ大日本ニ建立シ以テ閻浮提ヲ統一シ本時ノ娑婆ヲ現出スルニ在リ蒙古來寇ヲ密意ハ權門迹家ノ識ル能ハザル所ナリ大聖人乃チ日月ノ大曼荼羅ヲ圖シ貞綱ニ授ク如來秘密神通之力ハ大日本建國ノ體義ト感應道交シテ皇威教光一時ニ煥發シ神風一陣十萬ノ醜賊忽焉トシテ殲ビ生還ヲ得ルモノ僅々三人アルノミ何ゾ夫レ壯烈ナルヤ嚮ニ佐野前胸等緇素胥謀リ此ノ偉業ヲ天下ニ表彰シ愛國ノ國風ヲ光顯セシガ爲ニ大聖人ノ銅像ヲ元寇覆滅ノ地ニ建設セントシ十數年ノ苦心經營空シカラス漸ク茲ニ竣功ヲ告ケ博多灣頭箱崎ノ神宮龜山上皇ノ尊像ト相竝テ巍然タル聖容ヲ仰キ敵國降伏ノ雄鎮鼎立シテ日月ト光ヲ併セ霄壤ト共ニ窮リナシ、日蓮宗管長大僧

正日龜遙カニ來テ除幕開眼ノ典ヲ舉ク時殆モ征露ノ皇軍ハ列國環  
 視ノ中ニ連戰連捷ヲ報スルニ際ス日龜今昔ノ感特ニ深シ、玄海灘  
 上當年ノ狂瀾怒濤ハ今ヤ欸乃ノ聲ヲ泛ヘテ湛々タリ、千代原頭當  
 年ノ箭叫劍擊ハ今ヤ松琴ノ音ヲ傳テ幽清ナリ、聖像嚴乎西方ヲ視  
 ハス是レ絶東日本ノ佛法西漸シテ世界ヲ救フノ聖意ニ非スヤ、立  
 正安國論ノ一卷是レ人類統一ノ最大福音ニアラスヤ、全國緇素茲  
 ニ相會シ梵音雷震頃ニ虚空會ヲ縮圖シ本時ノ娑婆ヲ顯現ス  
 嗚呼 本化大聖ノ靈威神德日ニ新タニシテ世界統一ノ爲ニ大日本  
 帝國ノ威德ヲ輝カシメ給ヘ、人類平和ノ爲ニ大日本帝國ノ光榮ヲ  
 増サシメ給ヘ仰キ願クハ天壤無窮ノ寶祚ハ寔ニ世界人類福祉ノ淵  
 源ナリ、日本ノ爲ニ祈ルハ是實ニ世界人類ノ爲ニ最終最極ノ幸福  
 ヲ騰ルナリ 本化大聖遠ニ感應ヲ垂レ給ヘ茲ニ恭シク奉祝ノ至誠  
 ヲ披擢ス

南無妙法蓮華經

大日本明治三十七年十一月八日

日蓮宗管長大僧正久保田日龜

響一聲 樂一奏 交りて村雲尼王 祝詞を御朗讀あらせ  
 らる

日蓮ハ蒙古退治ノ大將也ト名乗り給ヘル吾

大聖師ノ銅像ハ茲ニ成ヲ告ク、法孫日榮遙ニ來テ開眼供養ノ式ニ  
 列シ親シク立正安國ノ德音ヲ拜シ、幕府三諫ノ嚴容ニ接シ奉ルノ  
 感アリ

回顧スレハ元兵一度殲滅シテ星霜既ニ六百有餘外寇復々吾邊ヲ覩  
 フ無シ

天壤無窮ノ 皇威ハ閭浮統一ノ教光ト相待テ増ス其輝ヲ加フ千代  
 原頭ノ松ハ



大君カ八千代ノ翠ヲ籠テ濃ニ、博多灣外ノ湖ハ本佛ノ大慈悲ヲ湛  
エテ深シ  
仰キ願クハ娑婆即寂光ノ教光速ニ大日本ニ實現シ、先ツ小露國ヲ  
悔ヒ改メシメ世界萬國均シク本化眞法ノ德化ニ隨順セシメ給ヘ之  
ヲ祝辭ト爲ス

明治三十七年十一月八日

村 雲 日 樂

起手堂々如轉輪聖王壓倒須彌四海巡三千界法孫日榮與拜德音  
接嚴容之二句最極視緊 天壤無窮之皇威閎浮統一之教光者千  
古妙對何等好字面而未段以大日本伏小露國所謂氣吞八極手攀  
宇宙者國勝之靈驗赫乎嚴乎也

澁谷文英拜讀拜批妄言恐懼

終りて當縣知事起席恭しく寶前に現る

時正ニ海外靈ヲ啓キ振古無比ノ國難ニ際シ茲ニ元寇紀念日蓮上人  
銅像ノ除幕式ニ遇フ洵ニ偶然ニアラサルナリ  
史ヲ按スルニ文永弘安ノ役元主忽必烈亞細亞大陸ニ於ケル疾風捲  
土ノ餘威ヲ以テ大舉シ來リテ我帝國ニ寇ス實ニ國家安危ノ繫ル所  
タリ幸ニ上ニハ英明ノ  
聖主アリ下ニハ勇將北條時宗アリテ克ク勁敵ヲ殲滅シ遂ニ邊疆ヲ  
窺フノ念ヲ絶タシムルヲ得タリ此時ニ方リ又我宗教界ノ傑僧日蓮  
上人ノ在ルアリテ普ク法德ノ感化ヲ布キ以テ人心ヲ鼓舞作興セシ  
モノ其功ヤ偉大ナリト謂フベシ、爾來星移リ物變リ悠悠々六百載國  
運益々隆昌ニ宇内列強ト對峙シ東洋ノ平和ヲ永遠ニ確保センカ爲  
メ曩キニハ清國ニ事アリ今復露國ト干戈ヲ交ヘテ連戰連捷國威中  
外ニ宣揚ス是偏ニ  
陛下ノ御威稜ト陸海軍人ノ忠武ニ因ルト雖モ抑々亦上人カ會テ敵

保護國ノ觀念ヲ鼓吹啓發シタル遺風餘勳ノ然ラシムルモノナキニ  
非サルベシ

今ヤ曠古未曾有ノ國難ニ遭遇シ此巨像ヲ仰キ瞻テ誰カ上人ノ偉勳  
ヲ追懷シ感奮興起セサルモノアラシヤ予亦盛典ニ列シ轉々今昔ノ  
感ニ堪ヘサルモノアリ聊カ所思ヲ述テ祝詞ニ代フ

明治三十七年十一月八日

福岡縣知事從四位勳三等 河嶋 醇

其他宗教家としては

- 前管長大僧正 小林 日董師
- 身延 山法主 豐永 日良師
- 貞松山主僧正 小泉 日慈師
- 京都妙覺寺貫主 毛利 日有師
- 顯本法華宗代表 野口 義禪師

- 大社教大教正 江藤 正澄君
- 淨土宗淨念寺 波多 信空師
- 禪 宗少林寺
- 又貴顯紳士としては

- 侯 爵 黑田 長成君
- 伯 爵 東久世通禧君
- 伯 爵 土方 久元君
- 山田 安榮君
- 貴族院書記官長 金山 尙志君
- 福岡 市長 村下 直美君
- 筑紫郡長正七位勳六等 廣辻 信次郎君
- 新聞 記者 鈴木 天眼子
- 湯池 丈雄君

等の諸氏より祝詞祝文和歌祝電等何れも感嘆の同情を寄せられたれど式場の都合にて朗讀せるは、前顯の分に止り其他華族方の分の多くは當日の間に合はざりしは遺憾なりし此等は合併して後に記さん式形の如く濟みて今や奉送文を誦し終るの刹那、銅像の四方の支線柱高く一聲の發響と共に數萬の花片一時に舞上り舞下り飄飄ノへとして雨曼荼羅華散佛及大衆の法樂に擬し退樂聲中徐々仰賓堂に還歸す

斯て掛員は二タ手に別れ一手は二ヶ所の撒餅臺に上りて

- 三斗六升入投餅 二十五俵
  - 小判 十枚
  - 一朱銀 五十圓分
  - 文錢 拾圓
- を投散せしが一の負傷怪我人も出さざりしは慶事の上の慶事にし

て潜かに祖徳を私語きつゝ唱題せり

撒餅錢の餘興と共に祝宴は紀念館にて開かれ以上列記來賓の外村雲婦人會員銅像二拾圓寄附發起人以上の來會せる者、福博の信徒にして妙齡容姿花の如き婦女三十餘の纖手にて運配せられつゝある折詰の肴燂入の酒の齋應に此の盛事を祝して散會せるは此日午後六時に垂とす

○祝歌祝文祝詞

△銅像除幕式にのそみて  
 法の師のをしく立るさまみれば  
 いまよりあたはいかでよるべき  
 村登日榮

△こたび博多公園千代の松原に元寇紀念のため  
 我宗祖大菩薩の大銅像を建立せられたるを

ふさまつりて

仰げ人遠き昔も後の世も

あだしつりまます國のみはしら

かまくらの山彦とよむ雄たけひに

えみしの船はくたけはてけん

東久世鑑

△元寇紀念の爲め高祖日蓮上人の

銅像を建て給ふを祝し奉りて

千代八千代みかたと共に輝きぬ

信 空

法のはちすの花も匂ひて

あた舟のよする荒津の海原に

同

淪めし名こそ世にうかみけれ

信空は淨土宗博多淨念寺の住職にして此日參會せる一人なるが此宗の人にして此歌あり以て今回の銅像が威力既に他門徒を感化せるを見るべし

△佐野大僧都が龜山天皇の御銅像と日蓮上人の銅像とをかの千代の松原に取建て異域に對し膺懲の典を將來に獎勵せらるゝはすなはち恐らくも醍醐天皇の勅諭に基くことにて方今征露も已に既に海陸軍の貔貅の士百戰百捷なるは寔に神威の然らしむる所大僧都の熱心一臂力のかく此功績を擧られしを深く賞讃し二首の蜂腰よみて祝ひまゐらするに南

大社教大教正正七位江藤正澄 爾時七十歳

大君の身に代んまでねかはれし

仇をつくしのあかの御姿